

## 《論 説》

グローバル社会公共空間における  
国家主権の変容と地球公共財

星 野 昭 吉

## 1 はじめに—グローバル政治における国家主権と地球公共財—

グローバリゼーションの進展と共に、今日、われわれ人類の生存や日常生活の在り方を大きく左右する世界が形成されつつある。その世界においては、脱国家的関係やネットワークが経済・社会生活から環境生活までの多様な側面にわたるかなりの強度、速度、そしてインパクトの傾向を伴っている。それらの変容は真空の政治的空間において生じるのではない。政治的組織の本質と形態における転換も存在する<sup>1)</sup>。すなわち、これまで支配的な地位を占めてきた主権国家間から成る国際政治の枠組みが変容し、主権国家を中心としながらも多様な脱主権国家行動主体から構成される地球的規模の政治社会空間をもつ世界政治（グローバル政治）の枠組みが出現している。そのことは、主権国家間の限定的で閉鎖的な時空のなかで構成される社会関係や制度の在り方から、時空を交差する社会関係や制度の広がりや深化している状態へ変容していることを意味している<sup>2)</sup>。もちろん、グローバル政治の出現は、これまでの主権国家間の国際政治の枠組みやその構成要素である主権国家、国民、大国、軍拡競争などをすべて破壊したり、排除したり、あるいは否定したのではない。今日でも主権国家間政治の枠組みは過去のものとは異なる内容と形態、存在意義をもって存続している。しかしながら、主権国家間政治の重要な構造、つまり長期にわたるダイナミズムは変容している。その意味で、主権国家から成る世界から地球的規模をもつ世界への深遠な歴史的転換がみられるとあってよい<sup>3)</sup>。

しかしながら、問うべき重要な問題は、グローバル政治の形成によって、こ

れまで支配的な地位や機能を占めてきた国家主権が崩壊したのか、低下したのか、あるいは継続しているかどうかについてばかりではない。むしろ最重要な問題は、主権の地位や機能、内容、形態がどのように変容したのか、また、その変容がグローバル政治の在り方にどのような影響を及ぼしているのか、その在り方にどのような意味をもっているかである。なぜならば、主権および主権国家間政治の枠組みの変容によって、われわれ人類にとって地球的規模の平和、安全保障、経済的福祉、安定的な政治秩序、アイデンティティの充足、社会的正義（公平性）、基本的人権の保障地球環境保全などの価値や利益を十分に生産し、それらを人類に提供しうるグローバル政治が形成されつつあるのではない。むしろ反対に、グローバル政治は実際には、部分的にはそれらの価値や利益の創出しうる統合的・秩序的・協調的関係網が構成されているものの、それ以上にそれら価値や利益の人類への供給を困難にする分裂的・無秩序的・紛争的關係網が地球的規模で構成している。すなわち、一般に地球的規模の問題群とか紛争群といわれている、グローバル政治の主体間で、また人類の間で地球的規模の価値や利益の非両立的な関係構造が形成されている。そのことは、それらの価値をめぐる関係の政治社会空間（公共空間）が今日、地球的規模をもつグローバル政治社会空間（グローバル公共空間）が形成されているものの、それに対応した地球公共財（地球的価値・利益の体系）はほとんど構成されていない。地球的規模の問題群あるいは脱主権の問題群は、ほとんどコントロールすることができない。また、個々の国家自体によって解決することができない方法をもつものであり、国境を越える諸問題である<sup>4)</sup>。国家主権や主権国家間の国際政治が提供する公共財と地球公共財とは必ずしも非両立的関係にはないが、前者の財が後者の財を創出したり提供することができなくなっていると理解してよい。

主権国家間国際政治の変容、グローバル政治の形成、とりわけ地球的規模の問題群（紛争群）の存在、その問題群の管理や解決の必要条件と可能条件の抽出、などを問う場合に、主権と公共財の関係を明らかにする必要がある。しかしながら、国家、グローバリゼーション、平和、民主主義、社会的正義などの概念と同様に、主権も公共財も著しく論争的概念で、多義的であるばかりかあ

いまいである。主権概念は、規範としての、実体（現実）としての、政策としての、またイデオロギーとしての意味をもっている。「主権という用語それ自体、主権の概念、そして主権の現実との間の関係は、歴史的広がりをもち、条件的なまた不安定なものである<sup>5)</sup>」。主権概念は、一定の歴史的コンテクストのなかで形成され、また、そのコンテクストの変容のなかでその地位、機能、内容、形態、意味も変容するものとみてよい。すなわち、国家主権は先天的に存在するものとして、あるいは普遍的で、固有の政治的権利としてではなく、社会的構成物としてみなされるべきである。国家主権を社会的構成概念として理解しないかぎり、われわれは世界政治における主権の本質、地位、機能、内容、意味、またそれらの変容を抽出することはできない。何よりも、「主権の概念を、そのもとで国民国家の政治的正当性が長期にわたって変化するある環境を探ることによって変数として」把握されねばならない。国家主権は決して不変的なものではなく、変容するものである<sup>6)</sup>。国家主権は、国際政治および世界政治の発展過程のなかで、社会的に構成され、再構成され、また変容してきている。

たしかに、国家主権と同時に主権国家間関係は、グローバル政治におけるそれらの地位や機能、内容、形態、意味が低下したり、弱まったりするような方法で大きく変容してきた。そうした事実が存在していても、相互にあいまいな管轄領域の内部における公的権威の国際化、としての主権の定義は依然として、国際関係で支配的のままである<sup>7)</sup>。グローバル政治が形成されつつある今日でも、国際システムにおいて政治生活を形成し、維持し、発展させることを求めている主要な主体（行動単位）であることは否定できない。なぜならば、(1)主権国家はその領土的統一を保全することに何よりも関心をもっている。(2)国家から成る現代社会において、等しく基本的関心は政治的独立の保持である。(3)主権国家はその経済的完成について関心をもっている。要するに、独立主権国家とその国家によって形成される社会は、近い将来において衰退したり、あるいはさらに低下するような兆候をもっていないグローバル政治組織の顕著な特徴であり続けている<sup>7)</sup>。他方で、国内政治が不安定であったり、分裂や対立の政治状況が支配的であって、国内の統一や安定を求めている第三世界

の国々や、また、他国からの圧力や干渉を避けることが困難な弱小国家は、實際上その主権を弱めたり、低下させていても、それらの現状を解決するためにも強く主権の確立や維持を求めている。それだけに、現代のグローバル政治において国家主権はさまざまな顔をもっており、単に主権が消滅したのか、連続しているかの問題ではなく、どのように変容して存続しているかの問題に他ならない。

その意味からも、主権をめぐる問題の本質は、われわれが、主権をどのように定義し、理論化できるかどうかである。換言すれば、「多様な主権の理念およびそれに対する抵抗を社会的に構成し、再生産し、再構成し、また脱構成してきた実践」として、われわれは国家主権を描き、理論化し、そして証明しなければならない。また、同時に、「承認、領土、国民（人口）、権威、不介入、支配、独立などのような主権国家のほとんどの構成要因が、現実的に指定の歴史的・国内的・国際的・国内的コンテクストのなかに社会的に構成され、またはめ込まれた構成物としてみなされるべきである<sup>8)</sup>」。

したがって、主権はさまざまな意味で使用されることはきわめて不可避なことだ。第1の使用は、主権はいつの時代にも現実的なものではなく、固定的な意味をもつものではないとする。その使用は誇張した意図を反映している。第2の使用は、国家が国際関係において求めているものを獲得する国家能力の意味でだ。第3は、国家的条件にあるいは特定の国家についてまわり、また、ときどき国家の主権あるいは権利として語られる、法的能力の意味として使用される。その地位こそが国際関係のゲームを領土をもつ主体が演じるための必要条件に他ならない。事実上、一つの主権概念は存在しない。その概念は、実践的なものとして、国際関係で行動する最も影響力をもつ主体の一つとして、規範的なものとして、客観的なものとして、あるいは、自律性や独立、平等、非介入などを求めるシンボルとして、さらに、自己の行動を合法化することが可能なイデオロギーとして使用されてきている。そうした状況は、主権概念が本来的に社会的構成物であること、それが個別的側面と普遍的側面をもっていること、また、国内的主権と対外的主権という二重の意味をもっていることなどを反映している。

したがって、今日のグローバル政治における主権概念は脱構成されると同時に、再構成されるという作業過程のなかに位置づけることが要求される。同時に、主権それ自体からのみならず、国家主権間関係の視点からも、つまり両者を結びつけるなかで、現代のグローバル政治における主権概念を規定する必要がある。M. ショーはグローバル社会における主権が今日より問題となっているかの三つの理由を明らかにしている。(1)国家はますますその主権をため込んできている。国家間制度を通して、主権はその協調的行使の新しい形態において国際化されている。(2)個々の国家の管轄権はますます領域的のみならず脱領域的に理解される。したがって、領域的にその管轄権は相互に排他的というよりもむしろ重複している。(3)構成的かつ法的に定義される法的主権は、権力関係の本質から離れているようだ<sup>10)</sup>。また、J. トムソンは主権に関する三つの問題を指摘している。(1)主権についての現実主義と自由主義による独立の扱いは国民国家についての一元的見方によって妨害されているが、より有益なアプローチは主権の国際的次元を強調するものだ。(2)主権は国家の支配によってではなく、国家の権威によってもっともうまく定義される。究極的な政治的権威に対する国家の主張は、3世紀以上にわたって保持されてきている。(3)主権から政治的組織の何らかの別の形態は、主権を承認するための国家の排他的権威の喪失、非国家主体や制度へのメタ政治的権威の移転、合法的強制力の国家による独占の終焉、そして国家による権威の主張の脱領土化のようないくつかの基準のうちのどれかを必然的に伴うものだ<sup>11)</sup>。

M. ショーとJ. トムソンが指摘する問題点はたしかに、現代のグローバル政治における主権をめぐる問題の在り方を明らかにしているが、十分なものではない。伝統的な主権の脱構成とグローバル政治における主権の再構成をめぐる問題点を、とりわけ公共性(空間)と公共財と関連づけて抽出していく必要がある<sup>12)</sup>。第1の問題として、前述のように、主権を定義する場合に理解すべきは、主権が本質的に先天的なものではなく、社会的構成体ということを確認できるかどうかを前提としているかである。たしかに、すべての国家は固有に主権を所有しているものの、他の国家との関係のなかで、また国家と国内社会的要因との間の関係のなかで構成された主権である。どの国家も形式的に

は、等しく国際的価値配分を決定することができる政治的権利をもってはいるが、主権は価値配分の政策決定能力としての権力を同じようにもってはいない<sup>13)</sup>。主権はどの国家も国家間関係で形式的に等しい地位を保証しているものの、「国家主権の近代的原理は、国家の人格と正当性の法的表現として歴史的に出現してきたものである。最も基本的なことにそれは明確に限定的な領域境界線の内側において合法的権力を国家が行使する主張を表現している<sup>14)</sup>」。

これまで伝統的な国際政治の枠組みのなかで国家主権は自己主張するための基本的土台として機能してきたし、また、その主権が他国の主権を一方向的に否定したり、無視することができない、という現実を考慮すれば、主権はたしかに現実として認めざるをえない。国家主権は国際政治の枠組みに参加できる。また、政治的実体を認識できる国家間の関係を構成する場合に基本的ルールとみなされるようだ。すなわち、政治的主体である国家が国際システムにおいて生存し、行動することができるときに、主権の存在意義を認めることが可能だ<sup>15)</sup>。何らかの社会関係のなかでの構成物である主権である以上、社会環境の変容と共に、主権の在り方が、つまりその意味、内容、形態、地位、そして機能も、変容することになる。したがって、国家主権から構成される国際社会の公共空間やその空間に存在する公共財の在り方も変容する。国際的な公共空間も公共財も国家主権と同様に、先天的なものではなく社会的構成物に他ならない。公共空間も公共財の在り方もつねに変容することはきわめて当然のことである。

第2の主権をめぐる問題は、国家主権はどの国家も法的には対等、平等なものであるものの、現実の国際関係の場では著しく不平等な存在であることだ。主権は国際関係の法的主体の対等性を保証するが、実際上の国際社会での価値配分決定権や主体性の平等性を保証するものではない。主権国家が所有している、権力、軍事力、文化、国民性、領土、世論、技術・情報能力、経済規模によって、国家主権の間に非対称性が存在していることが一般的である。とりわけ、それぞれの主権国家の利益や価値を実現し、維持し、そして拡大することを可能にする政治的能力(権力)は、主権国家間で著しい格差が存在する。そのことから、一面で主権は法的平等性をもちながらも、他面で権力的不平等性

をもっている。事実上、後者が、超大国、大国、中級国家、弱小国家、ミニ国家として具体化されている。主権の自立性と権威的強制力の程度や内容、地位、機能は大きく、それぞれの主権国家がもっている権力に主権国家間の権力配分構造の在り方に依存している。第二次大戦後に独立して主権国家として国際社会の構成メンバーとなった第三世界の国々は多くの貧困層を大量に抱えている。20億以上の人々が失敗あるいは失敗しつつある主権国家に住んでいる。多くの開発途上諸国は先進諸国や大国が所有している主権的条件を欠如している。そのため前者にとって主権は重要であり、より高いレベルの主権の確立を求めている<sup>16)</sup>。国家主権が実質的に不平等であるところから、不平等な主権間で国際的公共空間が構成されており、国家主権間で共通の公共財の形成を困難なものにしている。

第3の問題は、国内的主権と対外的主権とがどのような関係を構成しているのか、あるいは両主権を二分化できるものなのかどうかである。また、前者の主権を後者の主権と区別すべきだろうか。近代主権国家が成立した段階ではある程度、主権の二分化は可能であるということは正しいとしても、国家の構成要件や主権国家間関係の変容と共にその二分化は次第にむづかしくしてきた。今日のようにグローバリゼーションの進展でこれまでの固く、かつ高い国境の壁は著しく脆弱なものとなっており、国内主権と対外主権が連動関係を構成している以上、主権の二分化は困難なばかりか、無意味なものとなっている。われわれは、主権が国家の構成条件の変容に適応できる著しく柔軟な制度であるという議論に注目すべきだ。したがって、国内的主権と国際的主権が再定義されねばならない<sup>17)</sup>。国内の政策決定過程と国際社会での政策決定過程とが相互連動作用や相互浸透作用を高まるなかで、国内的主権と対外的主権の二分化は不可能である。そのため、国際的主権の在り方は国内的主権の在り方によって影響を受けるが、その反対も正しい。「国家は国際的活動のために国内社会の分野を利用する。同時に、国家と社会は国際的資源のために国内紛争から支持を得ようと求める」<sup>18)</sup>。国家主権の自律性の程度と質、機能は国内システムと国際システムからの圧力や影響力に依存する。したがって、国内と国際社会での公共空間も明確に二分化することができず、両者の空間は相互連動関係を構

成しており、また、国内の公共財の在り方と国際社会の公共財の在り方も区別する境界線を容易に引くことはむずかしく、相互に規定し合う関係を構成している。このことは、両公共財が必ずしも非両立的な関係にあることではなく、両立的関係を形成する可能性をもっていることを意味する。

第4の主権をめぐる問題は、主権は本質的に普遍的なものなのか特殊な価値なり概念なのかである。一方で、主権は本来的に、国際社会で国家の独立(自律)性を、また、主権間の平等性を意味し、他のどの主体からも支配されることがない至高の権力(権威)をもつということから、普遍的な価値の側面をもっているといえよう。しかしながら、他方で、主権は実際には不平等で、共通性が弱く、対立的性格の強い、特殊の価値の側面をも内容している。そのため、理念的には普遍的なもの、現実的には特殊なものとして、両者は非両立的関係にあるとみなされている。主権を主張することはすでにそのなかで普遍性と特殊性あるいは多様性との適切な関係のあるべき姿の説明を含んでいる。たしかに、普遍性は、特殊性である国家利益や国民アイデンティティに対する主張を表現しているため、存在していそうにない。しかし、普遍性は、主権がより一般的システムあるいは文化において、より広い世界において特殊性に対する主張を表現することを可能にするために存在している<sup>19)</sup>。しかしながら、現実的にも、特殊性と普遍性が両立関係を構成している部分も発見することができる。グローバル政治状況においては主権の特殊性を求めれば求めるほど、かえってそれを維持することが困難となり、また、共通する普遍的な主権を求めるなかでかえって特殊性が保証される可能性が高くなる。換言すると、特殊な国家利益を実現しようとするれば、かえって全体的な脱国家利益を求めることなかで、特殊な国家利益の獲得が実現することになる。国家を中心とする特定の公共空間とグローバル社会の公共空間とは連動関係にあり、両立するものであり、また、特殊な、個別的な公共財とグローバル社会の公共財とは部分的に非ゼロサム的關係も構成しており、後者を求めるなかで前者の形成が可能となろう。

第5の主権をめぐる問題は、誰のための主権であるのかに関係している。概して、近代国家としての君主主権国家の場合には君主は主権を独占しており、



主権は君主のための至高の権力であった。フランス革命を契機とする国民主権国家の成立から今日まで、形式的には多くの場合には主権者は国民（人民）であり、主権は国民のためのものである。本来、国民の、国民による、国民のための主権である。国民国家とは原理的には、主権者である一つの国民によって一つの国家が成り立っていることを意味する。しかしながら、現実には、国家は、抽象的主権者としての国民（人民）ばかりか、さまざまなエスニック集団、文化的集団、社会集団、階級、地方自治体、地域（地方）集団、その他の非国家集団から成っている。一つの統一的な国民のみで一つの国家を形成しているのではない。「一民族＝一国民＝一国家」という公式ではなく、「多民族＝一国民＝一国家」という公式が現実的なものだ<sup>20)</sup>。あるいは、「多民族＝多社会集団＝一国民＝一国家」といってもよい。国民主権国家は君主主権国家と同様に、歴史的産物であり、また、国家形成は一定の歴史的コンテクストに依存していた<sup>21)</sup>。主権はある一定の集団なり政治的主体が国家主権という形をとって所有され、また、行使されがちだ。その意味で、主権は一般的な国民のためというよりも、ある一定の人々のまた集団の、あるいはそれを反映する国家（権力組織）のためのものといえよう。したがって、一般的な国民を中心に、あるいは国民間で国際社会での公共空間ではなく、一部の国民の主権を反映する形をとる国家間での公共空間を構成している。また、一般国民間で共通する公共財ではなく、一部の、特定の国民間で、あるいは一部の、特定の国家間の間で構成されているとみてよい。

しかしながら、誰のための主権かの問題はグローバル政治の進展のなかで、より複雑な構図をもつことになった。第6の問題は誰れが主権を行使するかの問題である。国家主権の国際社会における地位や機能が相対的に低下したのみならず、非国家（脱国家）主体が国際政治過程に加わることによって、それらの非国家主体が一定レベルの主権を所有し、行使するようになった。依然として国家が主権の第一の行使者でありながらも、多様な非国家主体（国際組織も含めて）も主権を行使することで、主権の多元化が大きく進展することになった。主権国家はもはや、主権の多元化現象を十分にコントロールすることができない。「主権は分散しつつある。国家はその伝統的機能をより遂行できなく

なっている。グローバルな要条がますます政府によるすべての決定に影響を及ぼしている。アイデンティティの形態は、人々が地方に対する忠誠心を主張しながらも、グローバルな価値や生活様式を共有することを望むようになるにしたがって、より複雑なものになっている。伝統も二分化、つまり対外政策と国内政策はこれまでよりも維持できなくなっている。そして、われわれが共通の世界史を共有しているという認識が強くなっている<sup>22)</sup>。そのため、これまでの国家主権を中心とする、また国家主権間で構成された公共空間から、多元的主権間で構成される公共空間に変容している。また、公共財も国家主権間のみよるものから、脱国家主体の主権も意味をもつような多元的主権者間で構成されるものに変容しつつある。

第7の主権をめぐる問題は、1から6の問題の集約としての、国家主権は衰退してしまったのか、依然として強靱な力をもって存続しつづけているのか、あるいは変容しながら存続しているのだろうかに関してである。明らかに、国家主権は単に衰退したのも、また、強い程度で存続しているのではなく、伝統的地位や機能、意味を変容させながら存続していると考えられる。国家主権が衰退か存続か、あるいは変容かを規定する基準の一つは、国際政治における価値配分の決定能力(権力)や機能、あるいは国際社会の抱える紛争や問題の統治能力・解決能力がどの程度のものである。今日のグローバル政治において、伝統的な国家主権の原理は、多様な価値配分の決定機能も能力も著しく低下させていると同時に、世界社会の平和、秩序、経済発展・福祉、人権保障、地球環境保全などの価値の非両立の状態(紛争)や問題群はもはや決して解決したり統治する能力を大きく低下させていることは疑いない。

地球的規模の問題群や紛争群の存在は、われわれがどこの地域に、国家に、社会に、地方に、あるいは社会集団に属しようとも関係なく、地球的規模で共通する問題や紛争によって影響を受けたり、支配されていることを意味する。「地球上の住民は個々の国民国家の行動によって悪化するような一連の共通の問題を経験している。こうした展開は、少なくとも地球的規模の問題の『国民化』を、すなわち、国家政策が地球上の共通する問題に当たるべきだという期待を意味している<sup>23)</sup>」。こうした地球的規模の政治社会空間での問題群

の存在は、著しくこれまでの国家主権の在り方を変容させることは避けることができない。地球環境問題が世界政治の重要な主題となり、また、大量の種の絶滅や異常気象、大量消費様式のグローバル化などの政治・経済的効果が大きく避けることができなくなるに応じて、国家主権は今日、十分に予想できない方法で再形成されることになるだろう<sup>24)</sup>。

こうしてみると、国家主権の衰退を強調することは正しくない。主権は地球的規模の政治社会空間における政治組織の支配的原理のままである<sup>25)</sup>。たしかに、国家主権は消滅せずに存続しているものの、新しい形態と機能のなかで生きている。われわれは地球的規模の問題群を管理するためのわれわれの闘いのなかで、實際上、主権を再構成している<sup>26)</sup>。すなわち国家は地球的規模の問題群の解決を命令ないしは強制する能力をもつことができないが、行動を協調し、意志疎通し、促進し、そして甘言で人々にさせる地位に置かれている<sup>27)</sup>。

地球的規模の問題群の拡大・強化に伴って多元的主権間でのグローバルな空間への公共空間の拡大・強化が不可避となっている。また、グローバルな関心や問題群の形成は個々の国家主権のレベルで有意義に問われることができないところから、個人は自己の利益を国家によってではなく、自己が考える方法を本質的に広げようと求めよう。国家は現在、世界公共財の意味を必要としている<sup>28)</sup>。国家主権は他の国家主権や他の政治主体の主権との協調することなしには、自己の主権をますます低下させたり、弱いものにし、地球的規模の公共財を構築することなしには、それぞれの主権が求める利益や価値を失うことになる。

本論文の目的は、グローバル政治の形成過程のなかで国家主権の地位や機能、形態、内容、意味がどのように変容したかを明らかにすることによって、グローバルな公共空間の在り方と公共財の在り方にとってどのような影響と意味をもつかを検討することにある。そのため、2では、国家主権概念の定義をめぐる問題を対外的主権と対内的主義との二面性という観点から考察する。3において、主権概念を社会的構成物という観点から主権の変容のメカニズムをみていく。4のなかで、グローバル化によって、国家主権がどのように変容してきたのかを明らかにしながら、グローバル政治における主権を再構

成する。5では、グローバル政治のなかでの主権の変容がグローバル公共空間と公共財の在り方にとってどのような関係と意味があるかを考察し、その上で、地球公共財の構成の可能条件と必要条件を主権の変容の在り方との問題のなかで明らかにしていく。

## 2 主権概念の二重性

近代主権国家の成立およびそれらが構成する近代国際社会の成立から今日までの主権の定義、地位、機能、形態、存在意義とそれらの変容を検討する場合に、国家主権概念の二重（面）性を明らかにしなければならない。この近代国家主権の二面性は、その成立時の国家の内的条件と外的条件との産物である。主権は、1648年の「ウェストファリア条約」の締結から国際システムを支配してきた政治組織の形態である。主権国家はそうした領土内に存在する資源と人口と同時に領土をめぐる排他的な、そして最終的な管轄権をもつ。主権に基礎を置くシステムは特定の領土をめぐる政治的権威を前提としている。もしその境界内で生じる問題解決のための最終的決定者としての権威に依存している<sup>29)</sup>。国内の統一を可能にする至高の権力（支配権）と他国や権威主体からの国際社会における独立（自律）を可能にする至高権力の確立が成立時の主権国家の最大の課題であった。第1図が示すように、近代国家主権は同時に、二つの顔、つまり国内（内的）主権と対外（外的）主権をもっている。

「主権は内的適用と外的適用の両者をもっている。外的なものは国家間の関係を意味しており、そして国家が国際社会の他国によって国家として認められているかどうかを示している。……主権の内的概念は一定の境界をもつ領土内のすべての市民、結社そして集団に対する国家の覇権、支配あるいは権威を意味する」<sup>30)</sup>。主権の二面性は、二項対立関係を構成するものではなく、コインの裏表の関係にある。主権の二面性は歴史的にみればきわめて必然的なものだった。「国家は人格の、個人の、そして特殊性の形態において表現されたのであり、また、表現されている。そういったものが国家の行動に一体性と一貫性を与えたのだ。主権国家の特殊性は本来的には、帝国と教会との普遍的なものに

対抗して打ち立てられた」<sup>31)</sup>。政治的主権の主体性を確立するために、近代国家はローマ教会とローマ帝国からのような外的圧力からの自律性や独立を確立しなければならないばかりか、国内の分裂的な封建的な圧力を抑圧しなければならなかった。いずれにしても、国家主権は、政治的実体、シンボル、規範的目的であり、そして国家行動を正当化するイデオロギーであった。国家主権は、政治的主体内の、また、政治的主体間の社会関係の産物に他ならない。たしかに、対内主権と対外主権は、政治社会空間の内側と外側とに対応する形で作用するようにみられているが、それは、対内主権と対外主権とが無関係であるとか、非両立的関係を構成しているのではない。むしろ、両主権は有機的な関連性と相互依存性を構成している。

そもそも対内主権と対外主権と二分化される根拠は、国家が内側と外側をもつ領土的に境界をもつ単位であるからだ。そのことから対内的パースペクティヴからすれば、主権国家は自己の領土的境界内において最高の権威を行使することができることとみなされる。すなわち、国家は主権者である。なぜならば、国家の領土的境界内で権威を行使できるその他の組織が存在しないことが前提とされているからだ。対外的パースペクティヴからみると、主権の外的次元は等しく平等であるとみられている。対外的主権を獲得するために、ある国家は他の主権国家によって、また国際社会の等しいメンバーとして一体化されるべきだ。主権の二つの次元が結びつくと、主権国家は不介入の規範によって遵守する国際的義務をもっていることは正しいとみられる。主権は、すべての国家が各々の他国の国内問題において介入する権利をもっていないことを知すよう要求する<sup>32)</sup>。

対内主権は、国内社会における至高の価値配分決定権を意味し、国家が唯一その至高権をつねに所有している。したがって、国家の対内主権は至高の統治権力と非統治権力主体（被統治者）との垂直な関係に立脚している。至高の権力の主体とその権力の対象となる客体との間の関係は形式的には、上から下への権力ベクトルが作用しており、いわばタテの権力関係である。国家と国民や社会集団などの客体とは非対称的権力関係を構成している。もちろん、そのことは、至高権力としての主権を国家が本質的に所有していることを意味しな

い。なぜならば、君主主権国家や独裁国家は、主権を独占的に所有し、また行使しているが、民主主義国家は本来的に主権の所有者は国民であり、人民にあるからだ。実際には、民主主義国家であっても、国家は主権の行使者であるばかりか所有者にもなりがちであることも否定できない。現実的にそうした傾向が避けることができないとしても、具体的に主権の行使がつねに正当性をもっており、また、国民や人民の同意や支持が存続するかぎりとりわけ問題とはならない<sup>33)</sup>。問題なのは、国家が国内社会での価値配分決定過程や統治過程で至高権力としての主権を行使しているということだ。

他方の対外的主権は、国際社会における至高の価値配分決定権を意味し、国家がつねにその至高権力を所有し、行使している。対内主権も対外主権も国家以外の誰からも拘束されることのないその至高権力を行使することが可能であるという共通項をもっているものの、後者の対外主権は本来的には、主権国家間で水平的な、ヨコの権力関係を構成している。ある国家が一方的に他の国家を支配したり、統治する関係ではなく、形式的には対等、平等な関係にある。主権国家間でいわば対称的権力関係を構成している。そのため、対外的国家主権は他国から支配されたり、介入されることがない自律権力や独立の権威としての至高権力を所有し、行使することになる。国際社会において国家は主権の単なる行使主体のみならず、対外的所有主体となる。なぜならば、すべてが対等に自律権をもつ国家から成る社会、つまり主権国家間関係には、主権国家以上の統治体があるいは至高権力が存在しないからに他ならない。だからこそ、対外主権は、不介入および承認の原則が重要な意味をもつことになる。前者は、自己の行動や国家利益の追求する権利を他国から妨害されることがないことを保証するものだ。後者は、国際社会における正当な行動単位なり行動主体としての地位を保証するものである。

したがって、対内的主権と対外的主権と国境をはさんで二つの側面なり、領域をもつものの、両者は至高の権力という意味で共通しているばかりか、有機的にリンクしている。前述の通り、国家主権はコインの裏表の関係にあり、裏からみるか表からみるかの問題である。一つの主権が対外的独立・自律という至高権力と国内的権威という至高権力という二つの顔をもっている。二つの主

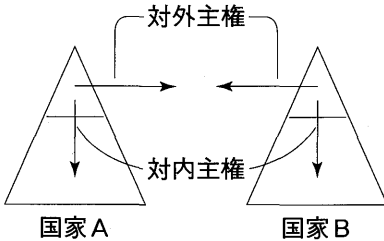
権が存在するのではない。主権は一つの制定であり、国家がその下で演じるひとそろいの規則を意味する。その規則は国家の対外的独立と国内的権威を構成し、規制する。国家は他国からの政治的独立を享受する。政府は法を与える至高の権威をもち、そして政府は領土内の法を執行する。国家は国際法のもとでは法的に平等である。とりわけ、いかなる国家であれ、他国の国内的・対外的問題であれ介入する権利をもっていない。換言すると、どの政府も自国領土内をコントロールし、また、他国から独立している<sup>34)</sup>。国家が一式の規則に従って行動すればするほど、主権は制度化することになる。

たしかに、そうした見方は、グローバル化が進展するなかでグローバルな勢力(圧力)が簡単に国境をのり越えて領土内に入り込むことによって、国家の自律性を大きく低下させている現代のグローバル政治の在り方からすれば、古いものといえるかもしれない。しかしながら、現実には今日でも、国家主権にとって代わる、あるいは、それ以上の強い至高権力が存在しないことから、つまり国家主権に挑戦する政治組織が存在しない以上、主権を規範に基礎を置く制度と考えてよい<sup>35)</sup>。

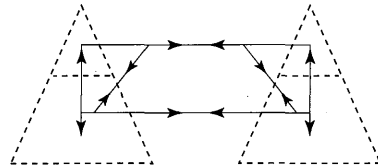
その規則は、構成的独立を意味する構成的規則と不介入と互惠主義(承認)としての調整的規則にまとめることができる。前者の構成的独立は国家が主権をもつ時に同時にもつものであり、主権を構成する法的根拠を提供する規則であるが、後者の調整的規則は、いかに主権国家が主権のゲームをしていくのか、また、いかに主権国家間関係を構成するのかを規定する一連の規則である。不介入の原則は、国家は他国から干渉されることなく望むものを決定することができる自由をもつことを意味し、互惠主義は、国家を対等なパートナーとして相互に扱い、相互利益のためのギブ・アンド・テイクを意味する。そしてさらに、構成的独立の規則は対内的・対外的主権の観点からすれば、国家主権の構成的・法的規則であるところから、対内的・対外的主権の両者を含むものであるが、調整的規則は国家主権間の関係やゲームに関係するところから、対外的主権に近い規則といえる。したがって、構成的規則は不変で、連結性をもつが、調整的規則は具体的な国家間関係の変容に応じて、変容するものといえよう<sup>36)</sup>。

以上のような対内的主権と対外的主権という主権の二面性と地球公共空間と地球公共財との関係をみると、主権国家中心の、また、主権国家間中心の公共空間の形成が支配的であり、具体的には主権国家と主権国家間関係の在り方の変容によって公共空間の在り方が規定される。明らかに、国際公共空間はより広がりをもっているものの、その公共空間で充足される公共性は弱いものとなっている。また、公共財についても、主権国家と主権国家間関係を中心に形成、提供されてきたが、主権の在り方の変容によって、ますます公共財の形成・提供能力を低下させている。その理由は、国家主権の在り方が変容したことにもよるが、本来的に国家主権は事実上、個別的な公共空間を、また公共財よりも私有財や中間財を提供してきた。その点をより明らかにする上からも、国家主権が本質的に、社会的構成概念であり、歴史的に変化・変動するものだというを検討しなければならない。

第1図 国家主権の伝統的二分化



第2図 グローバル化社会における社会構成物としての国家主権



### 3 社会的構成物としての国家主権概念

国家主権を至高の権力、一連の規則としての制度、構成的独立、不介入、互惠主義、対内主権、あるいは対外主権と定義するにしても、それらは先天的なものでも、真空状態のなかで自然に発生したものではなく、社会関係から形成される構成物である。とりわけ対外主権は国家間関係の産物である。したがって、国家間関係の在り方（国内社会の在り方も含めて）の変容によって、国家主権の内容、地位、形態、機能、存在意義も変容する。そのため、主権を社会



的構成物として定義することが必要となる。また、社会的構成物として主権概念を捉えることは、対内主権と対外主権という単純な二分法の非現実的な見方の問題をも明らかにする。「今日のグローバリゼーションが国家によって押しとどめられ、また、国家を無視しているというよりむしろ主として認めている程度を無視する傾向がある、という問題が存在する。国内的なものとの誤った二分化が高められ、そのことが、たとえ適切な国際的戦略を発展させる手段としてさえ、国家の変容のための新しい戦略を発展させる必要性から注意をそらせている<sup>37)</sup>」。国家主権を社会的構成物を考えることなしには、今日の国家主権の特性や構造、また、グローバル政治における地位と機能を適切に理解できない。当然、国家主権についてのそうした捉え方をしないかぎり、現代の地球的規模の問題群や紛争群の統治や解決も困難となる。そこで、われわれは、国家主権の構成過程ととりわけ対外主権の意味と構造を検討しなければならぬ。

主権が社会的に構成されたものであることを強調することは、主権と直接に関連する国家や領土の概念も同様に、社会的構成物といわねばならない。それら概念は、規則や、さまざまな行動主体の行動や実践によって、また、その概念自体によって定義され、また再定義される。また、国家主権、そして領土も相互に構成し合う概念であることも注目しなければならない。それら概念は時間および空間に固定されたままのものではない<sup>38)</sup>。前述のように、そもそも対内的主権と対外的主権とを明確に区別する境界線はない。実際に、主権の形態、内容、地位、機能、そして存在意義は国内的条件と国際的条件との相互作用のダイナミズムと関連している。すなわち、対内主義と対外主権と相互構成し合う関係にある。そのことは、主権的境界が歴史的構成物であり、変容するものであることと関連している。また、そのことは、主権国家が歴史的構成物であり、つねに変容するものであり、そしてその変容過程が国内的な条件と国際的条件との相互作用のダイナミズムに関連している、ということと結びついている<sup>39)</sup>。ここでは、世界（国際）政治における国家主権の地位、機能、そして存在意義を明らかにすることから、国家主権の国際的構成条件、つまり国際社会的構成物としての国家主権という視点から国家主権概念を検討したい。

国家主権を社会的構成物ではなく先天的なものとして理解することはどのような問題を提起するのだろうか<sup>40)</sup>。国家主権を先天的なものとして、すなわち、主権国家を超える国際的至高の権威的組織体をもっていない至高の統治権力体の中で形成する紛争関係を引き起こす条件として主権国家を仮定することによって、どのような世界政治を描くことができるだろうか。先天的に存在するものとしての主権の概念は本質的に、アナキー概念と結びつく傾向をもっている。「国家が主権者であるということは、国家が自らいかにその国内的・国際的問題を処理するかを決定することを意味する<sup>41)</sup>」。国家は一般的には、至高の統治的権威が存在しない国際システムにおいて、唯一の主権者となることができる。国家以上に高い主権者をもっていないアナキーな国際システムでは、国家の権力、利益そして行動は他の政治的実体によって支配も規制されることもない。国家間関係は事実上、主権間関係と等しい。そのためいかなる政治的実体も至高の権力をもつ国家間関係を一方的に統治したり、支配することはできない。主権国家は本来的に、その主権を放棄したり、削減したり、調整したりするのではなく、維持したり、強化することをめざしている。

主権国家を超える権威的統治体が不在のアナキー・システムは、すべての主権国家に自助システムを提供することになる。アナキー・システムにおいては、どの主権国家も自助行為をとったり、自己の利益のみを追求ことを避けることができない。もしある主権国家がただ他国を助ける愛他的行動をとったり、あるいは自己の利益を犠牲にしてまで相手の利益を優先するような行動をするならば、その国家は究極的に自ら崩壊してしまう可能性があることは明らかである。そうした可能性があるかぎり、どの主権国家も、たとえ他の主権国家と協力(同盟)関係をもつことによっても、基本的には自国の権力に依存する選択をする。他の主権と協調することは自助の原理と矛盾するものではない。前者は、アナキー・システムにおいて自国の生存や利益を維持・拡大するためにとる行動であって、他国の生存や利益の維持・強化するためにはではない。すべての主権国家が自国中心の行動を同じようにとることによって、自助の原理は次第に制度化されることになる。どの国家も、自己の生存や権力、利益の確保を可能にする権威的統治体が存在しないかぎり、自国を犠牲にして他国を助

けようとはしない。

とりわけ現実主義理論は、国際システムを権威的統治体不在の無政府・無秩序の状態として描いている。そのため、その理論は、主権者の間に合法的な関係が存在しないため、権力とりわけ強制力の大きさによって他国の行動を制約する規則（やり方）を強調する。権力はきわめて、権威的統治権力の不在のもとでの主権国家間関係において大きくモノをいうことになる。国家間関係をうまく統治することができる世界国家や世界政府、世界連邦国家が成立していない以上、主権国家間関係は国際システムに権力配分構造によって規定される。権力配分構造の形態には、覇権構造、二極構造、多極構造、勢力均衡構造、多頭構造などがあるが、それらは基本的には大国（強国）によって構成されている。しかも、大国なり強国は事実上、政治経済力、とりわけ軍事力によって構成されている。現実主義理論は伝統的に、国家は主権の単位であり、自律的主体とみているため、国家の長期的生存は、国際社会における一連の規範や構成原理の存在によってよりむしろ勢力均衡の存在によって説明できるとする<sup>41)</sup>。

先天的なものあるいは至高の統治権威としての国家主権は、無政府（世界国家や世界政府の超権威的主体の不在状態）としのみならず、無秩序としてアナキヤを捉える場合についても同様なことがいえる。無秩序とは、国家主権間の紛争状態を意味する。至高権力をもつすべての政策法定主体がすべてのものを主張し、また、自己規制しないかぎり、ホップズの万人の万人に対する状態は発展し、そして、戦争状態は不可避免的に継続することになる。国際社会において価値配分を正当に決定できる単一のあるいは統合的な主体が存在しないかぎり、必然的に価値配分をめぐる紛争が構造化されることになる。主権国家間の国際的価値や利益それら自体の非対称的な構造は、国際社会の無秩序の主要な原因である。そのことは、単一の権威的統治主体が存在することなく、統治権力が多元的な統治体に分散されていることと結びついている。無秩序状態は無政府状態と裏表の関係にある。

それでは、国際社会における価値配分のための有効なメカニズムは存在しないのか。国家主権を部分的であれ、不完全であれ、規制したり、管理したり、あるいは統治したりするメカニズムの形成は不可能であろうか。国際システム

は潜在的に無秩序状態にあっても、そのシステムが存在するかぎり、部分的であれ一定の秩序が存在し、また、既存のシステムはつねに一定の秩序を求めつづける。なぜならば、国際システムが存続するためには、たとえ不完全で、部分的であれ一定の秩序が必要となる。秩序がまったくないシステムは存在しない。主権国家は、国際システムを維持するために個々の至高権力を自己規制しない。また、自己統治したりしなければならぬ。国際システムにおいて国家主権を超える至高の権威的統治体が欠如していることは必ずしも、無秩序を不可避にするとはかぎらない<sup>42)</sup>。国際システムは、主権国家の行動や利益体系を規制したり、コントロールする一定の政策決定メカニズムによって維持され、また支えられている。

たしかに、国内システムにおいてと異なり、国際システムにおいては主権国家によって同意され、支持される正当な統治体、つまり政府は存在しないものの、合法的な政府に代って、さまざまな国際レジェーム、国際的世論や運動、宗教的・政治的権威、国際法、政府間国際組織、また非政府組織(NGO)などのような至高の統治権力といえないまでの非至高的統治権力をもつ、多くの下位の統治体が存在している。これらの下位的統治権力はさまざまな規模で、国家の行動様式を確立し、遂行することを、また国家間の紛争をコントロールしたり、解決することを、さらに、共通の価値を手に入れるため相互に協力することを可能にする役割をますます果たしている。過去100年の重要なできごとはNGOの発展である<sup>43)</sup>。今日、NGOは主権国家にとって代わって国際システムの行動主体になったといえないが、主権国家の権力に対抗したり、共存したり、補完したり、あるいは拮抗する権力をもちつつある。すなわち、国際システムにおける価値配分の権力主体の一部を構成するようになっている。したがって、政府を欠如しているという意味でのアナキー・システムとは、合法的な統治行為あるいは権威それ自体の欠如を意味するものではない。その意味は、権威的実体と同時に正当に強制力を遂行する合法的単位(主体)の欠如していることにはかならない<sup>44)</sup>。

こうしてみると、現実主義理論がいうような、国家主権は先天的な存在として捉えると同時に、アナキーも不可避的な、先天的な存在として理解すること

は誤まりといえる。本来的に主権と同様にアナキー概念も社会的構成物である。構成主義理論がいうように、主権は、認識の台本として、あるいは、初期設定が省略された場合のシステムとして扱われるべきではなく、規則によって定義されねばならない。しかも、主権は調整的規則というよりも構成的規則と結びつけられるべきだ。なぜならば、前者の変化は国際関係において所与のゲームのなかである戦略から別の戦略へ変化することになるが、後者の変化はある種のゲームそのものを変容させる<sup>45)</sup>。いわば前者は現状維持志向主権概念であるが、後者は現状変革志向主権概念であるといえよう。

したがって、主権国家間関係は、アナキー的システムと社会的システムを構成する。換言すると、国家主権は、単にアナキー的狀態のみならず、社会的状態をも形成している。国家間関係は、主権国家間の権力闘争や価値・利益の紛争の場であるばかりか、主権国家間の協調関係や共通の価値・利益を求めて行動する場でもある。もちろん、それまで二つの場は対等な関係にあるのではなく、実際には前者の場が著しく強かったことは否定できない。しかしながら、いくつかの主権国家が、自ら国家間関係を相互に形成する場合に共通の規則に従うという考えや、また、いくつかの国家が共同で制度をコントロールするという意味において組織を構成するという考えによって、一定の共通利益あるいは価値を意識する場合に、国家から成る社会を意味する社会的要素が存在する<sup>46)</sup>。明らかに、システムを維持するために必要ないくつかの最小限度の規則が存在すること、また、それらの規則がますます構成され、強化されているということはもっともである。われわれは主権の効果的な規則をガバナンスと呼ぶことが可能だ。『ガバナンス』は、自助システムにおける主権の概念が今ではもはやそれほど重要でなくなっている国際的レベルでの効果的規則の、つまり権威的関係の体系的な控えめな表現を指している<sup>47)</sup>。主権は国家が造るものであり、アナキーは国家主権によって、また国家主権間関係の在り方によって構成される。

国家主権や主権間関係は、国家行動を制約することが明らかであるが、それらは実際上、最も影響力をもつ勢力が国際システムの全体的構造から形成される。主権国家間システムの構造的勢力こそ、社会的構成物としての主権の特性

や主権間関係の在り方を制約している。主権の地位やその意味を考察することで、われわれはシステムの構造の社会的勢力の意味を認めねばならない。そういった問題を明らかにすることはほとんど、世界秩序の特性、機能、本質的過程を描くことに等しい。その場合、世界システムなり世界秩序のなかでそれら諸力が自律的に作用していることを意味していない。それら諸国は国内システムや国内秩序における社会的諸力と何らかの関係をもって、相互構成的関係を形成している。国内の構造状態が国際システムの急激な変容から生じること、その反対に、後者の構造状態が前者に急激な変容を迫る。いかに国際システムが国内構造に影響を及ぼすのか、また、国内構造がいかに国際システムに影響を及ぼすのか知らずに、前者での影響を受けた国内構造がいかに国際システム構造に影響を及ぼすのか、また、後者の国際システムでの変容がいかに国内構造に影響を及ぼすのか、という影響のベクトルが重要なのだ。すなわち、国際的—国内的—国際的……、あるいは国内的—国際的—国内的……と二つのプロセスが二分化した形で水平時に動いていくというよりも、対角線的にあるいは弁証論的な運動形態を構成している<sup>48)</sup>。それが、国家主権が構成物であるという意味である。ただ、ここでは、国家主権の形態、内容、地位、機能、存在意義、変容を構成し、規制し、影響を及ぼす国際環境的条件という視点（この条件は国内的条件と二分的に切り離せないが）からみてもみる必要がある。国際環境的条件自体が国家主体の在り方やその変容を規定するということが、国内的条件の存在を無視することにならないからだ。

国家主権の在り方を規定する最も影響力をもつ勢は、その国家主権間で構成する国際システムの体系的構造といってよいが、その構造とはどのような条件によって形成されているのだろうか。また、その構造的勢力は主権の在り方、つまり主権の形態、内容、地位、機能、そして存在意義にどのような影響力や規制力を及ぼすのだろうか。これまでは物質的構造や権力（能力）構造が一方的に強調されてきたが、A. ウェントとF. フリードハイムは、国際システムの基盤は共通の知識構造であるということを前提に、制度や脅威のシステムのような共通（間）主観的現象のなかに具体化された共通の考え方や共通の知識をもっているのみならず、国家行動体の特性（財産）をも強調する。それら特性

は国家のアイデンティティ、利益、そして能力などである。また、それら特性は、国家が本質的にそうした条件を内在的にもっているというよりも、むしろシステム構造の内発的なものによって構成されている。こうしたことを主張することは、国際システムの構造が国家の特性を一方的に規定することを意味するのではない。国家の特性が一方的に国際システムの構造を形成するのではない、ということをお願いにすぎない。国際システムと主権国家とは相互構成関係にある<sup>49)</sup>。そのことを前提とした上で、国際システム構造の特性をどう理解すべきだろうか。それは、経済交換の特質的構造か、能力(権力)配分構造か、共通(間)主観的構造か、また、制度(レギューム)の構造だろうか。あるいは、それらの複合的構造だろうか。A. ウェントとD. フリードハイムはこうみている。国家主体のアイデンティティや利益は国際システムの構造によって大部分が構成されるし、また、それらの構造は物質的なものというよりも社会的なものだ。「そうした二つの主張は国際的理論への社会構成アプローチの中核的なものである」<sup>50)</sup>。

A. ウェントらのそうした主張は、これまで支配的な物質的また能力(権力)的構造のみではなく、共通主権的また制度的構造の存在を指摘しているという点で、正しいとしても、国際システム構造のそれら四つの(下位)構造間の関連は明らかではない。第3図が示すように、それら四つの(下位)構造が国際システム構造を構成しており、また、それら四つの(下位)構造の間で相互作用し、相互に影響を及ぼし合い、そして相互に構成し合う関係にある、ことなどを指摘しなければならない。それら四つの(下位)構造の内、どれがより強く、どれがより弱い条件であれ、その複合的構造が、主権国家の形態、内容、地位、機能、存在意義、そして行動様式および他の主権国家との関係様式を構成し、規定する。すなわち、複合的構造の形態が主権国家あるいは国家主権の在り方を規定する。そのことから、主権国家は、先天的な自己中心的存在でも、また、他者中心的存在でもない。主権国家は潜在的に両要素を含んでいる存在にほかならない。したがって、国家は協調的あるいは対立的政策を追求することができるのは、国際システム構造が潜在的に協調的・対立(紛争)的構造が存在していくからだといってよい。

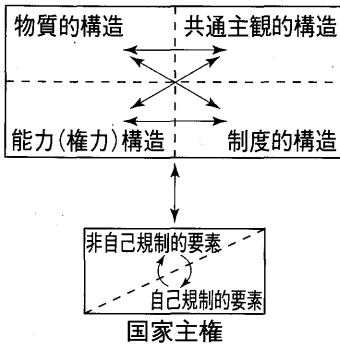
したがって、国家主権間で構成されるアナキー・システムは決して、単なる主権間で非両立的な、対立的な自助システムあるいは自己中心的システムの側面ばかりか、主権間で両立的な、協調的なシステムの側面も含んでいる。すべての主権国家がつねに、超権威的統治体が不在であるアナキー・システムにおいて自国中心的行動をとらねばならないとの考え方は明らかにまちがいである。実際には、たとえそうした権威的統治体が存在していなくとも、主権国家は他者との協調関係を積極的に構成するし、また、国際システムの共通(間)主観的構造によって他国を助けることができる。今日では、国際組織やNGOばかりか、多くの主権国家自ら他国を助けるシステムを部分的にであれ形成している。世界国家や世界政府、連邦国家が主権国家の価値、利益、行動様式を規制することがなくても、国際システムの構造が大きく主権国家の行動様式や主権国家間関係様式も規定しており、無政府状態や無秩序状態というアナキー・システムは不可避的なものではない。多くの主権国家が自国中心的行動をとることによって、かえって自国の安全保障価値なりその他の国家利益を手に入れることがますます困難なものになっている。そのことは安全保障価値をみても明らかである。「各々の国家の安全保障はすべての国々の責任として知覚される<sup>51)</sup>」。事実上、国家は共通主観的構造の制度化された枠組みの内部で適切に行動する多くの機会をもっている。もちろん、共通主観的構造を強調することは、物質的構造や能力(権力)的構造による主権国家の行動様式の規制力を否定するのではない。国家主権に対する構造的規制力なり構成功率が時代によって変容するとの理解が必要なのだ。こうした議論にとって最も本質的なことは、前述の通り、「主権の規則は変容するものであり、そしてまた主権の概念は決して固定したものでも、恒常的なものでもない、ということだ<sup>52)</sup>」。

したがって、国家主権、国家主権間関係、その複合的構造と、公共空間および公共財との関係をみることができる。国家主権の構成的変容や国家主権間関係の構成的変容、その複合的構造の構成的変容は相互に構成的関係のなかで公共空間と公共財との在り方が規定され、構成される。国際公共空間形成の主体は国家主権であり、公共空間の構成は国家主権間関係であり、また、国際公共財の主体は国家主権であり、公共財の提供の可能性と範囲は国家主権間関係の

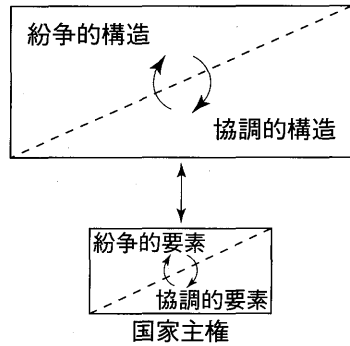


在り方に、つまり複合的構造の在り方による。複合的構造によって、国家主権間関係は、協調的システムと紛争的システムが存在する。その前者のシステムによって国際公共財の提供が部分的に提供される。しかしながら、国際公共空間の主体は国家主権であり、国際公共財は国家主権間関係のなかで提供されており、国家主権は公共財的要素よりも私有財的要素が強い。いずれにしても、国家主権と同様に、公共社会空間や公共財も社会的構成物ということである。

第3図 国家主権と構造(1)



第4図 国家主権と構造(2)



#### 4 グローバリゼーションによる国家主権の変容と公共社会空間の変容

国家主権が本質的に社会的構成物であるところから、今日のグローバリゼーションの進展によって国家主権の在り方が一層大きく変容することになったことは明らかである。より正確に言えば、国家主権と同時に国家主権間関係の在り方も大きく、その変容をよぎなくされている。その変容とは具体的にどのようなものなのか<sup>53)</sup>。至高の統治権力、つまり地球的規模の価値配分をめぐる至高の自律的政策決定権力は實際上、グローバリゼーションによって著しく失われ、弱められ、低下し、あるいは減少することとなった。そしてまた、独立、平等、自律、支配、不干涉、領土、国境、主権の相互承認、国民、そして民族などのような国家主権の特性、意味、地位、機能、形態なども著しく変容している。その結果、国家主権の国際政治における地位や果たす機能は低めら

れ、弱められる。何よりも、主権国家間の相互依存の増大は、国家領土や国境を越えてグローバルな空間までグローバルな価値配分をめぐる政策決定の空間を拡大していることを物語っている。すべての主権国家は、密接な政治的、経済的、文化的、技術的な関係網を形成し、そしてこの関係網のなかで価値配分を決定しなければならない。いかなる主権国家もグローバリゼーションによる地球的規模の価値配分の関係網に入ることなしには、どの主権国家も自国の生存も、政治的・経済的・社会文化的・環境保全的生活環境条件をもはや十分に保持することができない。主権国家は自国の行動、価値、アイデンティティ、利益、地位、資源を大きく規定されるため、主権国家は相互に依存し合うことになる。たとえ超大国や大国といわれる主権国家であれ、「非国家主体も含めて、システムにおいて多くの他の参加主体の助けや協調なしにそれらの国家の主要な目的、つまり市民のために安全保障、経済的福祉、そして十分なレベルの快適さを」得ることができない。いずれにしろ、すべての主権国家はその程度がどうであれ、価値配分をめぐる行動や国家間の関係様式をより強く制約しなければならないとなっている。

グローバリゼーションの進展によって国家主権の地位・機能の低下なり、脆弱化という変容、あるいは、規制化の高まりという変容は、至高の権力、自律性、独立、至高の権威、閉鎖的領域、固い領域境界などの低下なり、それらの存在意義の低下という変容にはかならない。至高権力あるいは自律的権力としての国家主権の在り方は象徴的に、とりわけ領域国家政治社会空間を形成する、不浸透の、固い貝殻の役割を果たしてきた領域境界の在り方に表われている。換言するならば、グローバリゼーションの勢力は、従来の自律的、閉鎖的、排他的な政治社会空間の枠組みを構成してきた領域境界がその空間内外の勢力の不浸透性を低下させたことにより、その空間の在り方を根本的に変容させることになった。そのことは、至高の権力、至高の自律権力、また至高の統治権力の低下や弱화를物語っている。

グローバリゼーションによって、国家主権がどのように、また、どれだけ変容したかを検討する場合に、グローバリゼーションと領域国家政治社会空間の枠組み(領域境界)の変容と結びつけることが適切である<sup>55)</sup>。そのため、J.

ショルテが主張しているように、グローバリゼーションを脱領域(土)化あるいは超領域(土)化と定義することは適切であろう<sup>56)</sup>。グローバリゼーションは、世界が一つのグローバルな境界のない社会的空間となっている発展過程であり、世界の時空の圧縮状態を形成している。そのなかで主権国家は自己の固有の政治的領域空間での至高権力なり自律的権力、統治権力を低下させている。グローバルな勢力による主権的領域国家への浸透性が高まったことは、これまで国際政治社会空間(国内社会空間も含め)における唯一・最大の統治権力をもつ主権国家としての地位と機能を低下させたことと同時に、国内から国際社会へ浸透していく勢力や動きを主権国家が十分に統治や管理を行うことが困難となったことも意味する。国家主権とその国家主権間関係の変容を、地球的規模の問題群を抱え、また、その統治なり解決を求められているグローバル公共社会空間としてのグローバル政治社会空間の特性という観点から、どう描くことができるだろうか<sup>57)</sup>。なぜならば、グローバリゼーションは、統一的・秩序的・協調的勢力と分裂的・無秩序的・対立的勢力を共存させながらも、世界が一つのグローバルな境界のない社会関係空間(グローバル社会)を形成している発展過程である。それは、いわば領土主権的境界から構成されていた社会関係空間としての国際関係社会は著しく変容していることを意味している。

したがって、領域境界の変容の第1の特性は、これまで主権的領域国家から構成される国家中心的政治社会空間から、非国家主体も含む多元的な政治主体から構成される政治社会空間の地球的規模の広がりである。主権的領域境界をのり越えて主権国家、地域、社会、民族、地方、社会集団、国民、市民、住民、非(脱)国家主体を一つの政治関係のネットワークに結びつけているグローバルな政治社会空間が形成されている。そのため、人々が地球上のどこに生存し、生活を営んでいようと、直接的であれ間接的であれそのグローバルな政治社会関係網によって影響を受け、また、それによって左右されることが常態化・構造化している。ある地域での、ある国家での、ある社会での、ある地方での、ある社会集団での、あるいはある住民のでき事、行動、決定(政策)、また意識変化などが、遠く離れた地域、国家、社会、地方、社会集団、住民などの在り方と結びつき、そして影響を及ぼし、また同時に、他者の在り方

が自己の在り方に影響を及ぼす状態が日常化・構造化している。換言すると、世界の時空の圧縮状態が進み、グローバルな政治社会空間に存在するその構成単位が一つの地球的規模の関係網に組み込まれている。

その関係網は、統合的・秩序的・協調的關係網と分裂的・無秩序的・対立的關係網との弁証法的運動を展開している。そのことは、これまでの主権国家はそうした關係網を独自に形成することも、それを統治することも十分にできなくなり、主権国家が大きく自律的能力や統治能力を低下させていることを意味する。主権国家は、グローバルな關係網を通して国境を越えて出入りする多様な勢力を容易にコントロールすることができない。そうした状態を大きく促進させる条件の一つが技術の力である。とりわけ技術は本質的に主権的權威を侵食し、權力を分極化し、市場や社会を開放した<sup>58)</sup>。核時代の出現によって主権的領域境界の機能に大きな影響を及ぼし、国家はしぶしぶ、戦略的脆弱性を、また、核抑止力によって提供される象徴的な領土防衛に大きく依存していることを、認めはじめた<sup>59)</sup>。また、主権国家がグローバル化の勢力をコントロールできないことは、対外政策を遂行する唯一の主体ではなくなったことを物語っている。多くは非領域主体(サイバースペースも含めて)はそれぞれ独自の利益を計算し、そして国家と共に、あるいはまた国家と対立して目的や目標を追求する。多くの多国籍企業と同じように、そうした主体は国家の内でも外でもないところに位置を占めている<sup>60)</sup>。それだけに、これまでの主権的領域国家中心の国際政治社会空間における価値や利益、資源の配分決定過程が、主権国家のみならず非(脱)国家主体までが大きくかかわる価値配分決定過程の地球的規模への広がり構造化しているといえる。地球的規模の政治社会關係網は同時に、グローバルな公共社会空間の形成を、また、地球的公共財の構築の必要性と可能性を提示している。

第2のグローバル政治社会空間の特質は、これまでの主権的領域国家間關係の政治社会空間における支配的な価値や利益は軍事的国家安全保障であったが、今ではグローバルな空間において価値や利益、目的が多元化すると同時に、それらが複合化したことである。従来の主権国家中心的政治空間においては、超權威的統治体の存在しない準アナキーな政治空間であるところから、ど

の主権国家にとっても最大の価値や利益は外からの脅威に対していかに自国の生存、つまり国家安全保障を確保するかであった。もちろん、安全保障以外に経済的、社会文化的、科学技術的価値が求められても、それらは前者の副次的価値とみなされてきた。なぜならば、安全保障価値を充足しないかぎり、他の価値の確保は不可能と考えられていた。しかしながら、グローバル化の進展によって、軍事的脅威に対応して安全保障価値を確保することが困難になったばかりか、国境を越えて経済的、環境的、社会文化的、政治的、科学技術的脅威の浸透を避けることができなくなっている。軍事的安全保障価値以外の価値にとっての脅威が国境を越えて国に浸透している。また、外から多面的な脅威が浸透しやすいことばかりか、多面的な価値を充足するには主権国家は積極的に多面的価値をめぐる関係網を形成しなければならない。安全保障価値を含めそれぞれの多面的価値をめぐる関係網の世界が構成されている。国家間の相互依存関係の増大による一つの複合的世界が形成され、多面的な関係世界が共存している<sup>61)</sup>。グローバルな政治社会空間での価値や利益の多元化が、また、多様な問題領域が増大するに対応して、主権国家の統治能力の低下によって国境内の政治空間でも価値の主体が多様化し、価値や目標の多元化を広げていく。国境外と国境内の政治社会空間での価値や利益の多元化が進むと同時に、両空間での価値や利益が相互に浸透し合い、連動することになる。

こうして、国境を交差して多面的な価値や目標をめぐる関係網が形成されているため、グローバル政治社会空間における価値配分決定過程は、安全保障価値を中心とする単純なものから複雑で、多様な価値や目標をめぐる多面的な過程に変容した。しかも、それらの多面的価値は個々別々に切り離すことができない相互に依存し合う複合的条件をもっているため、価値配分決定過程自体複合的なものとなっている。そのため、価値配分をめぐる問題や対立の解決は著しく困難なものとなる。地球的規模の関係網は、単に空間的に広がりをもっているばかりか、分裂的で、無秩序的で、また紛争的な内容を抱えていることになる。そうした関係網が、いわゆる地球的規模の問題群(紛争群)として表出することになる。グローバル公共社会空間には、解決すべき多面的な問題群や紛争群が存在することになり、また、多様な価値主体間での協調によって構成

されるべき地球公共財の在り方も複雑で、多面的なものになっている。

第3のグローバル政治社会空間の特性は、第1と第2の特性と関連しているが、これまでの国(境)内政治社会空間と国(境)外政治社会空間との明確な二分化は困難なものとなり、両空間の相互浸透性と連動性の高まりである。グローバル政治社会空間において、国境をはさんで両政治社会空間を二分化できないばかりか、意味がないこととなった。主権的領域国家政治空間とグローバル政治空間との相互浸透性や連動性を高めたことで、それぞれの政治社会空間の境界があいまいなものとなり、主権的領域国家空間の自律性や権威性、権力性、正当性は著しく低下することになった。世界全体がかなり流動化しており、領域国家空間とは必ずしも一致しない権威の領域を形成する。その領域は明らかに国家や政府によって支配された領域ではない<sup>62)</sup>。その意味でも国境はその機能を大きく低下させている。したがって、今では、主権的領域国家政治空間は、グローバル政治社会空間の一部の構成単位なり、部分としてみるものが適切であろう。

したがって、主権的領域国家空間内の価値配分決定過程とその空間外の価値配分決定過程とが相互に浸透し、連動する状態が著しく構造化することは明らかである。国内政治がグローバル化し、また、グローバル政治が国内化する。グローバル政治社会空間の個のあるいは部分の問題や事件、動向がその空間全体の問題や事件、動向となる。また、その反対も正しい。その意味でも、グローバル政治社会空間の価値配分決定過程の時空の圧縮状態がみられる。そのことは、両政治社会空間のそれぞれの在り方が相互に他者の変容を可能にすることが容易になったことを物語っていよう。両政策決定過程の連動現象は、グローバル政治社会空間の圧力や勢力と同時に主権的領域国家空間の圧力や需要も強調しなければならない。とりわけ後者のなかでも人々の政府に対する要求の力の高まりに注目しなければならない。人々は両空間での対策決定過程へ積極的に参加することを望んでいる。今日、多くの主権国家はもはやそうした人々の要求を無視することも、規制することもできない。いかなる政府も、人々の要求を拒否したり、抵抗する有効な権力や正当な理由ももっていないし、また、人々の支持や同意なしに至高の統治権力を維持することもできな

い。そのことは、対内的主権と対外的主権とが相互にますます連動していることと同時に、主権的領域国家空間内の圧力や条件、とりわけ人々の存在やその要求がグローバル政治社会空間の構成主体の一部であることを意味している。換言すると、グローバル公共社会空間と主権的領域国家公共空間とが相互に浸透し、連動し合っている状態が構造化しており、また、求めるべき主権国家における公共財の在り方とグローバル公共財の在り方が相互に連動し、相互依存関係を構成していることにほかならない。グローバリゼーションが進展すればするほど、両公共空間も、また、両空間の公共財も二分化は困難であるばかりか、意味がなくなってしまう。

第4のグローバル政治社会空間の特質として指摘しなければならないのは、その空間で作用する軍事力の地位と機能を著しく低下させたことだ。国際政治社会空間における主権的領域国家空間の価値や利益、目的を実現し、また保持することを可能にする中心的手段であった軍事力は、グローバル政治社会空間における価値の多様化、価値配分決定主体の多元化、価値配分決定過程の多元化・複雑化、その過程と主権的領域国家空間内での過程の相互連動の高まりなどによって、これまでの地位や機能、存在意義を大きく低下させた。軍事力は、国家主権の象徴的な条件を固い貝殻を意味する領土の防御壁(国境)を保持し、また、国境内の統治を維持・強化する中核的手段であったものの、今まではその有効性を大きく低下させている。グローバリゼーションの進展と共に、これまでの主権的領域国家間での権力闘争が支配的で、国家安全保障が最重要な国家利益として求められ、軍事力の拡大競争が常態化し、軍事力が目的を実現するための有効な手段として通用してきた主権的領域国家間の政治構造が大きく変容した。グローバル政治社会空間においては、国内化された対外問題の増大する相互依存性と国家権力の決定要因にとって物理的強制力の重要性の減少を認識する必要がある<sup>63)</sup>。

要するに、グローバル政治社会空間において軍事力の所有性＝使用性＝効用性という等式が成り立たなくなっている。軍事力の抑止機能が強調され、正当化されているが、核抑止機能が問題となるほどに、(核)軍事力の所有性自体が逆機能を内包している。また、軍事的発展は国家領土を防ぐために軍事力を使

用する国家能力(権力)に対する激しい抵抗を生み出している。ポスト・モダン戦争の経験的現実によって、領土に基礎を置く国家への忠誠を前提とする政治の連続性は保証されないし、倫理的にも防ぐことができない<sup>64)</sup>。しかしながら、他方で、軍事力がその機能を低下させながらも現在でも高い程度で存在するというディレンマがある。核兵器を中心とする大量破壊兵器や近代兵器が大量に存在するばかりか、いっそう増大している。つねに戦争を生み出す戦争体系(軍事力体系)が構造化しており、そしてその実体がグローバルな危機構造を支え、強化していることで、グローバル政治社会空間全体の不安全をもたらしている<sup>65)</sup>。そのため、グローバル公共社会空間は、主権的領域国家間関係空間を支えてきた戦争体系(軍事力体系)を抱え込んでおり、グローバル公共財の形成を困難にする一つの条件となっている。

第5のグローバル政治社会空間の特性は、これまで主権的領域国家間関係空間に内包されてきた非対称的なあるいは不平等な価値配分構造と、その価値配分構造を規定したり、支えている非対称的な、不平等権力配分構造の存在にはかならない。グローバリゼーションによってグローバル政治社会空間が形成された今日でも、非対称的・不平等価値配分構造と権力配分構造をより高いレベルで強化されている。具体的に南北問題としてそれらの構造は維持・強化されている。たしかに、前述のように、多元的主体の間で多様な価値配分決定過程が著しく地球的規模にまで広がりをもつことになり、それを通して多元的な関係網が複雑かつ重要的に構成され、展開している。しかしながら、空間のグローバルな広がりやその主体間関係の緊密化の高まりがみられるにもかかわらず、主権的領域国家中心的、とりわけ大国中心的価値配分構造や権力配分構造の存在は基本的には大きく変容してはいない。グローバリゼーションの進展と共に、かえって今まで以上にそれらの構造は強固なものとなっている。グローバル政治社会空間においても、先進諸国と開発途上諸国との、つまり中心部と周辺部との支配-従属という非対称的な、不平等な価値配分構造は現存していることは否定できない。

今日では、植民地であった地域が解放され、新興独立領域国家となり、主権をもつ正式な、平等なメンバーとして領域国家間関係空間に参加することが可



能となった。そのため、これまでの大国中心的政治社会空間がより拡大したものの、実際にはヨーロッパ中心部と非ヨーロッパ周辺部(第三世界)との二重構造が形成された。これは、従来の欧米の近代主権国家から成る中心部とその支配の対象でしかなかった植民地から成る周辺部との二重構造の延長でしかないことを意味する。すなわち、構造的にみるならば、これまでの中心部と植民地周辺部との支配一従属関係の再編でしかない。さらにグローバリゼーションの高まるなかで、中心部と周辺部との間で対称的な、不平等な価値所有、価値配分決定権、配分関係構造を構成している。したがって、グローバリゼーションにより主権的領域国家への浸透性を著しく高めたものの、現実的に非対称的な、不平等な価値・権力所有単位としての主権国家の存在はほとんど変容することなく存続している。グローバル公共社会空間が形成されていても、そのなかに価値配分の支配一従属関係が、すなわち、非対称的な、不平等な価値配分構造が支配的である。その空間においてグローバル公共財を構成し、すべての主権的領域国家に提供するためには、そうした価値配分の支配一従属関係を変革しなければならない。

第6のグローバル政治社会空間の特質は、これまでの第1から第5までの特性と異なり、むしろグローバル公共財の形成にとって好ましい条件である。それは、グローバル政治社会空間に、部分的であれ、不完全なものであれ、人類意識、地球共同体意識、主権国家間の共通価値や目標、政策の形成、またそれらの基盤を条件に多種多様な主体間での協調体制構築の試みである。グローバリゼーションの高まりと共に、一連の地球的規模の問題群(紛争群)の存在を認識し、それら問題群の解決の必要性を理解するなかで、機能が低下した主権的領域国家は単独であるいは部分的に対応することができないところから、多くの国家は他国との協調関係を構築し、維持し、そして増大させていく道を選択せざるをえなくなった。そうしないかぎり主権的領域国家の生存、国家利益(価値)の確保することが困難となる。そしてますます国家主権の地位や機能を低下させることになる。他国と協調することは必ずしも自国の主権、つまり至高の権力や自律性を低下させるのではない。グローバル政治社会空間においては主権国家は政策決定をめぐるこれまでの集団的行動を変えざるをえない。

複合的な財や資産のグローバリゼーションは、有効な国家中心的集団行動の浸食を避けることはできない<sup>66)</sup>。地球的規模の問題群を統治したり、解決したりするためには、いかなる主権国家もその能力も条件を十分にもっていない以上、他の主権国家と協調しなければならない<sup>67)</sup>。

したがって、地球的規模の問題群の拡大は、主権国家間の協力関係構築の必要性と可能性を引き起こすと同時に、次のように国家主権を浸食する。(1)それは個々の政治的選好を方向づける。(2)それは問題解決者としての国民国家を非正当化する。(3)それは、国家主権のいくつかの要素が次第に明け渡される新しい国際組織を起こす<sup>68)</sup>。国家主権は、さまざまな国際組織、国際制度、国際法、国際レジーム、規範、そしてグローバル・ガバナンスなどの構築を通して、国家主権の喪失や低下を補い、また防いでいる。グローバル公共社会空間が広がれば広がるほど、そうした動きが強まり、また、グローバル公共財の形成に国際レジームやグローバル・ガバナンスが重要な役割を果たす。もちろん、それらは最終財ではなく、中間財であることはいうまでもない。

第7の特性として強調すべきは、これまで国際政治社会空間の構成主体は主権の領域国家であったが、グローバル政治社会空間を形成する主体として主権国家以外に多種多様な非(脱)国家主体が登場し、その政治社会空間を拡大するばかりか、その在り方を大きく規定していることだ。グローバリゼーションの過去20年間の一つの重要な特徴は、国際的 NGO やグローバル社会運動における驚異的な成長である。また同時にそれら集団は新しいグローバル市民社会を形成している。それらの存在は経済的グローバリゼーションを強調する新自由主義的論理に挑戦している<sup>69)</sup>。もちろん、グローバル政治社会空間において非(脱)国家主体が主権的領域国家に取って代わったことを意味するものではないが、主権国家の地位や機能の低下に対応する形で非(脱)国家主体がその地位や機能を高めてきたことは認めねばならない。今日ではグローバル政策決定過程は主権国家が独占しているのではない。その過程にさまざまな非国家主体が参加し、大きな影響力を及ぼしている。その過程において非国家主体は、国家主権の至高権力に挑戦する一方で、その統治権力を補完したり、支持する。本来、国家主権は「それがゲームに参加すべき領土の実体を明確にする国

家間関係の基本的ルールである<sup>70)</sup>」。現在では、このルールはグローバル政治社会空間における多様な脱国家的行動のために良きものと、また有効なものともみなされない。

たしかに、主権的領域国家間関係としての国際政治社会空間が依然としてグローバル政治社会空間において大きな比重を占めているものの、非国家主体やそれらが形成する脱国家政治社会空間が主権国家の行動様式にまた主権国家間関係様式に影響を及ぼしたり、規定しており、グローバル政治社会空間における比重をますます高めつつある。主権国家は非国家主体の能力を借りたり、利用したり、また支持を受けることなしに、グローバル政治空間を管理したり、統治したりすることが著しく困難となっている。グローバル政策決定過程は非国家主体の存在とその活動なしには進展しなくなっているといってもよい。新しく現れる全体を生み出していると思われる多様なグローバルな波動があると同時に、無数の個々の微分子、つまり時空に強固に地方にはめ込まれた人間や社会集団が存在している<sup>71)</sup>。こうして、グローバル公共社会空間は主権的領域国家間公共空間と非国家間公共空間から構成されることとなり、また、グローバル公共財の構築も多元的な主体の協調関係の在り方に依存することになる。

第8のグローバル政治社会空間の特質は、第7の特性と連動するものだが、アイデンティティ問題のグローバルな広がり、アイデンティティの多元化に関するものである。これまで主権的領域国家間関係空間において、主権国家が人々のアイデンティティや忠誠心をほぼ独占してきた。すなわち、近代においてアイデンティティは国民国家と、つまり領域とより結びついていたし、また、権威は地勢と結びついていた。だが、今日、アイデンティティは領域とより結びつかなくなっている<sup>72)</sup>。なぜならば、グローバル政治社会空間において主権国家がその主体性、主権性、領域性、自律性、権威性、正当性などの条件や機能を大きく低下させたり、喪失したことで、人々のアイデンティティや忠誠心をつなぎとめておくことが困難となった。そのことは、主権国家以外にアイデンティティの対象が多元化したことを意味する。さまざまな主体が国家へのアイデンティティを削減させ、そしてグローバルな、超国家的な、下位国家的な、脱国家的な、また地方のアイデンティティを求める傾向が強くなってい

る。グローバル政治社会空間での価値や利益、目的が多様化・多元化され、新しいアイデンティティの対象が出現すると同時に、主権的領域国家空間内でも同様に価値や利益、目的の多元化・分裂化傾向が強まり、さらに、その多元化・分裂化現象が領域境界を越える外側の世界での現象と連動することで、アイデンティティや忠誠心の多元化・分裂化をますます進めている。

そうして、国境をはさんで、それをのり越えてよりグローバル政治社会空間の方向へ、また、国境内部でより小規模な政治社会空間の方向へ、アイデンティティと忠誠心の分散化傾向を高めている。換言すると、人類、地域、主権国家、社会、民族（エスニック集団）、階級、宗教、国民、市民、地方、社会集団などへとアイデンティティの対象が多元化している。もちろん、各々のアイデンティティが分裂しているとか、非両立的であるとかを意味するものではない。人類と階級、人類と国民や市民、民族、国家、地域などへのアイデンティティは両立しうる。いずれにしても、グローバル政治社会空間においてアイデンティティや忠誠心が多様化していること自体、国家の主権性、主体性、領域性、自律性、そして正当性が著しく低下している証拠でもあるといえよう。グローバル公共社会空間は主権領域国家ばかりか多元的な非（脱）国家主体から構成されており、また、グローバル公共財の構築の可能性も主権国家を含めてそうした多元的な行動主体がどのような生産的な協調体制を形成することができるかに依存している。

第9のグローバル政治社会空間にみられる特性は、第6、第7、第8の特性と関連しているが、行動主体間で展開されるゲーム、つまり、価値配分決定をめぐる関係網構築のルールが変容していることである<sup>72)</sup>。主権領域国家主体間の価値配分決定というゲームに新しいルールが取り入れられるようになった。これまで主権領域国家間の価値配分決定のルールは、一方の価値・利益・目的の獲得は地方のそれらの喪失という「ゼロサム・ゲーム」のルールが支配的であった。このゲームのルールの基盤にはつねに当事者の間に非対称的關係が存在している。今日、グローバル化の進展するなかで構築されたグローバル政治社会空間において、主権的領域国家間の相互依存関係が高まり、その自律性や権力性を低下させることで、自国の価値・利益・目的を自力で獲

得することが困難となった。そこで、協調関係体制を形成することで、自国と他国との価値・利益・目的が両立可能な形で関係を再構成する新しいルールが要求されるようになった。自国と他国が求める価値・利益・目的を一定のレベルで共に獲得・維持することが可能となる、「非ゼロサム・ゲーム」のルールに対する認識が高まっている。グローバル・レベルで行動主体間の相互依存関係が高まれば高まるほど、また、自己の自律性や権力性が低下すればするほど、ほとんどのゲームは「ゼロサム」的なものではない、「非ゼロサム」的なものになる。すべての人々にとって、重要な喪失あるいはより多くの獲得を避けようとする<sup>73)</sup>。

こうして、グローバル政治社会空間において自己の価値・利益・目的とグローバル・レベルおよびナショナル・レベル(国内レベル)でのそれらと連動する関係構造が形成されているため、「ゼロサム・ゲーム」のルールで行動すると結局、自己の求める価値・利益・目的自体をも喪失することになるとの認識が高まっている。「非ゼロサム・ゲーム」のルールには、主権的領域国家間でのゲームのみならず、主権国家と非(脱)国家主体との間で、また、非(脱)国家主体間でのゲームにおいてもそのルールが通用しつつある。もちろん、今日のグローバル政治社会空間においても「ゼロサム・ゲーム」の占める比重は大きいものの、「非ゼロサム・ゲーム」のルールが今後ますます増大することは認めなければならない。グローバル公共社会空間が広がれば広がるほど、多くの行動主体は「ゼロサム・ゲーム」のルールではなく「非ゼロサム・ゲーム」のルールを選択することが要求され、また、グローバル公共財の構築もすべての行動主体が「非ゼロサム・ゲーム」のルールをより優先的に選択することによってより可能となる。

第10のグローバル政治社会空間の象徴的な特性は、第6、第7、第8、第9の特性が存在しながらも、第1、第2、第3、第4、第5の特性がグローバル政治社会空間で支配的に負の関係網を構成していることだ。すなわち、グローバル・レベルでさまざまな行動主体の間で統一的・秩序的・協調的關係網と分裂的・無秩序的・紛争的關係網を構成しているが、前者より後者がきわめて支配的な地位を占めている。その構造的状態を地球的規模の問題群あるいは紛争

群が強固に存在している状態として象徴的に表わしているといつてよい<sup>74)</sup>。従来の主権的領域国家間政治空間(国際システム)におけるほとんどの問題や紛争は、安全保障問題、軍事的問題、大国間問題、国家利益をめぐる問題や紛争が中心的課題であった。グローバリゼーションは、そうした問題や紛争を地球規模の問題や紛争にしたのみか、それ以外の多種多様な地球規模の問題群や紛争群を生み出している。しかも、その問題群は拡大再生産されているため、第6から第9の特性が存在してもそれらを解決することが追いつかず、両者の間にますますギャップが生じている。それは地球船タイタニック号の沈没しつつある状態に似ている。それらは具体的形をとって、核をはじめとする大量破壊兵器問題、武力紛争、民族・宗教紛争、テロ問題、南北問題、地球環境破壊問題、人口・食糧・資源エネルギー問題、貧困・飢餓・栄養不良問題、民族・文化・ジェンダー・移民・難民問題、AIDS・BSE問題、麻薬をはじめ国際犯罪集団問題、人権抑圧問題、社会的不正義問題など、すべて指摘できないほど複合的に存在している。それら問題群を有効に統治し、また、根本的に解決しないかぎり、将来人類の滅亡により一層近づいていくことになる。明らかに、グローバル公共社会空間は構造的危機に直面しており、このままではその空間の存続する困難となり、また、グローバル公共財を積極的に構築していくさまざまな方策をとらないかぎり、グローバル公共悪がより一層支配的勢力となる。

## 5 国家主権の変容と地球公共財構築の必要・可能条件

地球規模の問題群が支配するグローバル政治社会空間において、国家主権がますますその権力性、権威性、自律性、統治性、正当性などを大きく低下している現実のなかで、どのように問題群や紛争群を解決することができるだろうか。また、そのためどのように解決すべきだろうか。地球公共財の構築の必要条件と可能条件はどのようなものであろうか。

公共財は、公共的なるものの財、つまり公共性をもつ財であり、公共性を充足している財であるところから、国家主権の在り方と公共性の条件との関係、

すなわち、前者は後者に近いのかあるいは遠いのか、を検討しなければならない。公共性には、全体性、共通性、平等性、普遍性、周辺性という五つの構成条件をもち、それらが非競合性と非排除性の在り方を構成している。それら五つの構成条件に対置する部分性、個別性、不平等性、特殊性、中心性の構成条件とのどの間に主権を位置づけるべきだろうか。また、公共財の非競合性と非排除性に対置する競合性と排除性とのどの間に主権を位置づけることができようか。すなわち、五つの公共的なものの構成の在り方が、誰もが財に接近し、それを享受する機会を保証する在り方を規定する<sup>75)</sup>。第5図が示すように、主権は公共性の五つの構成要件より非公共性の構成要件により近く位置づけられ、前者の要件と大きなギャップが存在していること。また、前者と後者の要件の間の位置づけがつねに変容していること、さらに、公共性のそれぞれの要件の間でまたそれぞれの内部で主権との距離は部分的に異なっていること、しかしながら、公共性の諸要件と主権との関係は必ずしも非両立的関係ばかりか、両立的関係も構成しうること、などが強調されてよい。なお、この場合、主権といっても国家主権を意味しているが、後で述べるように、国際組織やNGOへの一部の主権の移転を考えれば、この図と異なる公共性の要件と主権の組み合わせを描くことができる。当然のことながら、誰もが財に接近し、それらを享受する機会が保証されている非排除性と非競合性から成る公共財と主権の関係も、公共性の要件と主権との関係と同様なことがいえよう。すなわち、基本的には公共財と主権とのギャップは大きいこと、そのギャップの程度は変容していること、公共財の構成要件の間でできるギャップの距離が異なっていること、そして、公共財と主権との関係は必ずしも非両立的ではなく、両立も可能であること、などが強調されてよい。なお、公共財と主権国家との関係と、公共財と国際組織や非(脱)国家主体との関係は異なることも注目しなければならない。

以上の見方は、国家主権が喪失したのか存続しているかの視座からではなく、新しいグローバル公共社会空間において主権自体が変容しているとの視座に立脚していることを意味している。前述のように、たしかに、国家主権はこれまでの地位や機能、能力(権力)、存在意義を低下させているものの、依然と

して存在しており、また、国家主権を超える主権的主体は存在していない。また、主権を低下させた国家はそのため、他国との協調関係を高めることで地球的問題群の解決を要める動きも強くなっている。地球公共財の構築を考えれば、国家主体の低下はかえってその構築の必要性と可能性を高めたことになる。すなわち、グローバル社会公共空間において国家主権はその在り方を変容せざるをえない。問題は変容した主権の在り方にほかならない。グローバル社会公共空間においてそのような主権の在り方が考えられるだろうか。その必要条件と可能条件はどのようなものだろうか。新しく変容した環境のなかで弱まった主権のどのような主要な地位や機能をどう理解できるだろうか。「可能な説明は、政治というものは高度に政治的活動であり、また、組織的な国民国家は人間がこれまで工夫してきた領域に対する主権を確立するための最も有効な手段である、というものだ。グローバリゼーションは空間の意味をもつ過程であるが、そのことは逆説的に領土主権を脅やかす。そのため国家がグローバル化の傾向への抵抗の最後の要塞に、また、究極の有効性の中心的指標となりえる。もし国家がグローバリゼーションをのり切るならば、後者はそれが現在もっているような勢力とみなされない<sup>76)</sup>」。

主権国家の統治権力以上のものを所有している新しいグローバルな政治的主体は存在してこないし、また、グローバル・システムのなかで主権国家にとって代わることがない。主権国家はそれが支えている重い国際構造を変える必要もない<sup>77)</sup>。しかしながら、そのことは、国家主権がまったく変化せずに強力なままであるとか、国家主権を強化し、強い主権を求めるべき、とかを意味しない。実際に主権はこれまで変容してきたし、また、現在でも何らかの新しい変容の動きが存在している。さらに、グローバル政治社会空間において国家の変容を不可避にする必要条件と可能条件があることが重視されなければならない。

いずれにしろ、国家主権の再構成作用が必要となる。その場合、われわれは、グローバル政治社会空間のなかで、国家主権が大幅に自律的な至高統治権力を低下させているという事実を認識することを前提としなければならない。国家主権は自ら、そのアイデンティティ、価値、利益、資源、地位、機能、ま



た目標などを完全に決定することができない。そのことは、国家主権それ自体を否定する必要性を意味するものではない。国家主権とグローバルな統治システムとが必ずしも排他的・非両立的関係を構成しているのではない。最も本質的なことは、われわれ人類および国家自体が、国家主権の存在自体ではなく、その神話（ドグマ）から解放されなければならない。

それでは、今日、われわれはどのような国家主権をみることができただろうか。また、どのように国家主権は変化・変動してきたのだろうか。さらに、これからどのような国家主権の在り方を求めるべきだろうか、どうすればそれが可能となるだろうか。国家主権がこれまでの地位や機能、存在意義を低下させていながらも、新しい主権の構築の可能条件と必要条件はどのようなものであろうか。それら条件は、五つの公共性の構成条件（非競争性と非排他性）とそれとは対照的な五つの公共悪の反公共性の構成条件との関連のなかから抽出することができる。すなわち、後者を変革して、前者により近づけていくことができるかの条件にはかならない。このことは、地球公共財の構築および提供の必要条件と可能条件をも意味する<sup>78)</sup>。

第1に、グローバル社会公共空間を構成するすべての行動主体が個別的な主権、価値、問題ではなく、全体的な主権、価値、問題を優先することが重要である。グローバル社会公共空間の全体的な主権、価値、問題の在り方が大きく個々の主体の主権、価値、問題の在り方に影響を及ぼし、そして構造的に規定している。後者は前者を無視したり、否定したり、抵抗したり、また容易に統治することができない。今日のグローバリゼーションは、地球のすべての地域のなかでまた交差して、人々の、家族の、共同体の運命をますます複雑に結びつけている。最も強力な行動主体（収入、技術、軍事力などの伝統的条件）でさえ、結局は、片務的にそれらの目標を追求することができなくなっている<sup>79)</sup>。主権や価値の全体性を優先することは自動的に、それらの個別性を無視したり、否定することではない。実際上、そのことは個別性を全体性のなかに適切に位置づけていくことを意味する。こうした志向性は部分と全体との主権や価値、問題の両立的状態を可能にしよう。すべての当事者が至高の権力を求め、無制約の、自己中心的利益や政策、行動をとるのではなく、全体の権力に

対応する形で、制約的で、全体中心的利益や政策、行動をとることが必要となる。どの当事者もそれらの間で全体を構成し、どの当事者にとっても共通の全体を形成していることになる。したがって、個が全体を優先することによって、前者と後者との関係が非両立的ではなく、両立的なものとなる。例えば、安全保障や経済発展などの国家利益は、全体の安全保障や経済発展のなかで充足されるため、国家利益を充足するために、全体の利益を優先することが必要となり、脱国家利益志向性を求めることで、国家利益が確保される。もし全体性を無視して個別性を優先させれば、個別性を維持することも、強化することもできない。国家主権を維持し、その地位や機能を高めようとするならば、全体性を無視したり、否定するのではなく、優先しなければならない。したがって、こうした主権を全体主権、グローバル主権、全体性志向主権、人類主権、人間主権と呼ぶことができる。

第2の条件は、自己の主権や価値、問題を含めてすべての主体の主権や価値、問題を犠牲にしたり、否定したり、排除することなしに共通の価値を積極的に構成することだ。今日、グローバル社会公共空間においてどの主体も地球規模の問題群や紛争群を共通して抱えており、それらを協調することによってしか統治も、解決もできない。グローバル社会公共空間の広がりには、主権国家やその他の国際的主体の間での複合的な協調的行動をとることを求める。「いかなる単一の国家も、どのような国家の小規模の集団も、権力もっているかどうかに関係なく、単独行動あるいはその場しのぎの連合を通しては目的を持続的に実現することができない。この状態こそわれわれが新しい主権と呼ぶものだ<sup>80)</sup>。社会公共空間がグローバル化する過程で、地球規模の問題群が拡大すればするほど、行動主体間の協調活動が生まれ、そして規範を生みだし、整え、そして従順な環境を創り出すことになる<sup>81)</sup>。

われわれはそうした主権を共通あるいは相互依存主権ということができる。グローバルな協調関係を強化することによって共通の主権を追求するために、主権国家は相互に、自己の至高権力を同程度に規制する。共通主権は、そうした行動をとることによって当事者が何ら特別に失うことなしに共通の目標や価値、利益をうるということが可能だ。当事者間の共通価値を形成することによって、

個々の主体は一方的に自己の主権や価値を喪失したり、縮小することなく、反対に主権や価値を獲得したり、拡大することが可能となり、あるいは、相手の主権や価値の低下または喪失へと導かない。その意味で、共通主権あるいは相互依存主権は、「非ゼロサム・ゲーム」のルールと共通している。当事者の価値、目標、地位などの両立が可能となる。また、当事者間の共通価値の構築を促進する方策である多国間主義も、共通主権との類似点は大きい。多国間主義は当事者に一般化された基本的課題を土台の上で調整された行動をとらせることができるからにはかならない。

第3条件は、第2条件と関係するものだが、各々の当事者間で主権や価値が平等に配分されていることだ。一般に、共通主権は相対的に権力や価値、利益、地位、目的などに関して対称的関係にある国家間で形成することができる。それらが非対称的であると、協調関係の形成は必ずしも容易ではない。たしかに、領域主権国家は法的には平等であるものの、実際は、国家主権の間には著しい不平等が存在している。先進諸国も開発途上諸とも、グローバル社会公共空間において法的に、また形成的にまったく対等・平等である。「領域国家は、国家の経済的・政治的力の機能として単純にみなされている<sup>83)</sup>」。主権の間に大きなギャップが存在していることは否定できない。法的に平等な主権国家も、現実には超大国、大国、中級国家、弱小国家、ミニ国家と国力や国際的地位によって区別されている。

グローバル社会公共空間は、平等な主権をもった国家から構成されているのではなく、実際は不平等な主権国家から構成されており、そのため不平等な価値配分構造および不平等な権力(主権)配分構造が形成されている。南北関係に象徴されているように、国家間の主権や価値の非対称的関係は構造化しており、グローバル社会公共空間においても依然として大国間(先進国間)関係が大きな支配的地位を占めている。不平等な主権間関係が平等な主権間関係に代わらないかぎり、共通の問題や紛争を解決するための協調行動をとることも困難となる。それは大国間関係においてのみ部分的に可能であっても、大国(先進諸国)と弱小諸国(第三世界諸国)との関係ではむずかしい。こうして、平等主権と共通主権とは相互依存関係にある。すなわち、不平等主権は非共通主

権と相互に結びついている。その意味で、われわれは「誰の主権か」を問う必要がある。「すべての国家を消極的主権の概念において主権の平等者として位置づけることは理論的誤りでもある。しかしながら、国家の操作的な主権についてと同時に国家の積極的主権について大きな幅がある<sup>84)</sup>」。いずれにしても、大国のための主権であるかぎり、すべての国々のための主権は成り立たない。

第4の条件は、当事者が自らの主権や価値、目標を設定し、それらを求めていく場合に、現時点での、あるいは短期的な幅をもって設定していく必要があることだ。問題や紛争を抱えている当事者が短期的時間幅で主権や価値、目標を設定するかぎり、他者の主権や価値、目標と非両立的な関係や行動を構成することになりがちである。なぜならば、前者は現在享受している主権や価値、目標をあくまで維持したり、あるいは、拡大しようとする志向性が強まり、かえって他者との問題や紛争が悪化することになる。環境破壊問題が何よりも示しているように、解決にとって重要なのは、いかに長期的な時間幅のなかで主権や価値、目標を設定することができるかどうかである。問題や紛争が何世代にわたるものであればあるほど、長いタイム・スパンを射程に入れる必要がある。今よければいいという発想は、現世代にダメージを与えるばかりか、次世代に大きなツケを残すことにもなる。要するに、現世代中心に主権や価値、目標の在り方を考えるのではなく、将来の世代にとって好ましい、有意義なそれらの在り方を視野に入れなければならない<sup>85)</sup>。特殊性を求めれば求めるほど、普遍性は低下したり、喪失する。

第5の条件は、第1の条件を別の視座からみたものであるが、すべての当事者がグローバル社会公共空間の中心部からではなく周辺部の視点から、それぞれの主権や価値、問題を位置づけ、行動すべきということである。これまでは国際社会公共空間で支配的地位を占めてきた大国間あるいは先進諸国間で構成された中心部が主権や価値、問題を設定し、周辺部のそれらを規定し、また、押しつけてきた。中心部から周辺部へのベクトル、すなわち、上から下へのベクトルを反転させる必要がある。周辺部から中心部へのベクトルは後者の主権や価値、問題、地位をすべて否定したり、無視することを意味しない。そのベクトルは、中心部の主権や価値、問題、地位をグローバル社会公共空間を構成

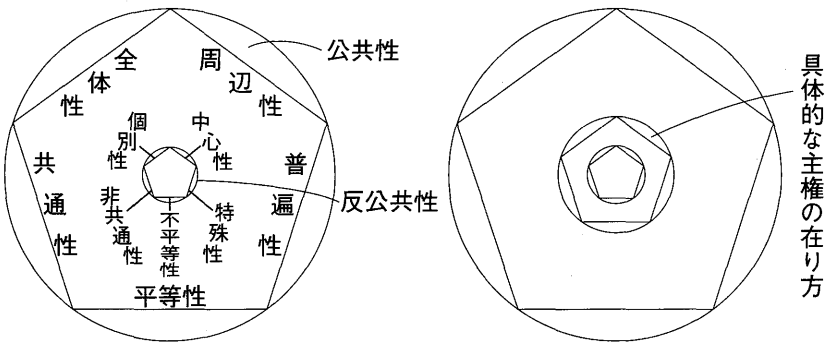
する一部分であり、中心部をその空間のなかに適切に位置づけることを可能にする。換言するならば、中心部が周辺部からの視点で構成されるグローバル社会公共空間全体の部分であり、全体が中心部と周辺部から構成されているとの認識のなかで、両者の関係の在り方を適切に理解することを可能にする。周辺部からの視点によって、これまでもまた今でも基本的には、中心部がグローバル社会システムの中心部を構成し、全体システムの主権や価値、問題を独占し、システム全体が中心化されてきたことを、また、中心部と周辺部との間に支配—従属関係が構造化しており、主権（権力）や価値、問題、地位の非対称的関係を常態化していることを批判し、さらに、地球的規模の問題群の解決にはその支配—従属構造なり主権や価値の配分関係の非対称性を変革しなければならないことが理解できる。グローバル社会公共空間における財から疎外され、排除されてきた第三世界諸国や人々が地球公共財へ接近し、それを享受できるようにグローバル社会公共空間が変革されることで、かえって中心部の主権や価値が保証されることになる。その意味で第5の条件は、人類的主権、人間主権、世界主権、地球主権、周辺部中心主権などと呼ぶことができる。

したがって、地球公共財を形成するためには、第6図の示すように、公共性の反公共性の5つの構成条件の枠組みから、公共性の5つの構成条件の枠組へ転換する方向のなかで実現されねばならない。誰もが、いかなる主体も自由に地球公共財に接近し、それを享受することが可能となるのは、公共性の五つの構成条件を充足することに依存している。そのためには、主権の在り方を、前述の通り、個別性・非共通性・不平等性・特殊性・中心性などの条件を克服して、全体性・共通性・平等性・普遍性・周辺性などの条件を充足するような主権へ変革していかなければならない。換言するならば、現状維持志向主権から現状変革志向主権を確立する必要がある。後者を求めることは決して非現実的ではなく、現実的である。「地球公共財の供給に成功しているシステムはある程度、国家利益を超える地球福祉の理念を国々が受け入れることに基礎を置いている」<sup>86)</sup>。ここに国家利益（個別利益）と地球益（人類益）とが、あるいは私有財と公共財とが両立することが可能であり、国家利益や私有財は脱国益化や脱私有財化することによって、かえって前者を維持・強化しうる。

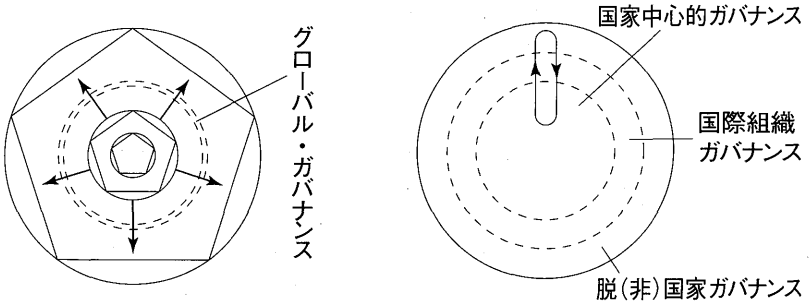
第7図の示唆するように、反公共性の五つの構成条件の枠組みから公共性の五つの構成条件の枠組みへの転換を可能にするのが、すなわち、地球公共財を形成し、それを提供することが、現状変革志向性をもつグローバル・ガバナンスにほかならない。そのためガバナンスの有効で、もっともな制度は、過去の境界をもつ国家中心的政治共同体と張り合うことがない地球公共財の有効な提供が中心となる<sup>87)</sup>。一般に、グローバル社会公共空間におけるガバナンスは、政府（統治体）によるガバナンスの形態をとらない。具体的には、(1)政府と共にあるガバナンス（国際的制度）。(2)政府なしのガバナンス（脱国家的制度）。(3)超国家的ガバナンス（the EU）である<sup>88)</sup>。すなわち、グローバル・ガバナンスは、第8図にあるように、基本的には三層からなっている。国家間の自己規制の枠組み、国家間から構成される国際組織（国際制度）、そして非（脱）国家主体間でつくる脱国家的ガバナンスの枠組みから成っている。もちろん、それぞれの枠組みの境界は不浸透なものではなく、それら三層はそれぞれ連動作用している。それら三層から成るグローバル・ガバナンスの全体的枠組みの在り方が、地球公共財の在り方を規定することになる。

第5図 公共性と反公共性の構成条件

第6図 具体的な主権の地位



第7図 現状変革志向主権とガバナンス 第8図 グローバル・ガバナンスの多層



注

- 1) Held, David and Anthony McGrew, "Political Globalization: Trends and Choices," in Kaul, Inge, Fedro Conceição, Katell Le Goulven, Ronald U. Mendoza, eds., *Providing Global Public Goods: Managing Globalization* (New York: Oxford University Press, 2003), p. 59.
- 2) Zürn, Michael, "Globalizing Interests - An Introduction," in Zürn, Michael with Bregor Walter, ed., *Globalizing Interests: Pressure Groups and Denationalization* (Albany: State University of New York Press, 2005), p. 2.
- 3) Walker, R. B. J., "Both Globalization and Sovereignty: Re-Imagining the Political," in Wapner, Paul and Lester Edwin J. Ruiz, eds., *Principled World Politics: The Challenge of Normative International Relations* (Oxford: Rowman & Littlefield, 2000).
- 4) Love, Maryann Cusimano, "Global Problems, Global Solutions," in Love, Maryann Cusimano, ed., *Beyond Sovereignty: Issues for a Global Agenda*, 3rd ed (Australia: Thomson Wadsworth, 2006), p. 3.
- 5) Bartelson, Jens, *A Genealogy of Sovereignty* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), p. 5.
- 6) Barkin, J. Samuel and Bruce Cronin, "The State and the Nation: Changing Norms and the Rules of Sovereignty in International Relations," *International Organization*, Vol. 20, No. 1 (1994), pp. 81-3.
- 7) See Ruggie, John Gerard, "Continuity and Transformation in the World Polity:

- Toward a Neorealist Synthesis,” in Keohane, Robert O., ed., *Neo-realism and Its Critics* (New York: Columbia University Press, 1986). pp. 131-57.
- 8) Biersteker, Thomas J. and Cynthia Weber, “The Social Construction of State Sovereignty,” in Biersteker, Thomas J. and Cynthia Weber, eds., *State Sovereignty as Social Construct* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996), pp. 3-4.
  - 9) James, Alan, “Sovereignty in Eastern Europe,” *Millennium: Journal of International Studies*, Vol. 20, No. 1 (1991), pp. 81-3.
  - 10) Shaw, Martin, *Theory of the Global State: Globality as an Unfinished Revolution* (Cambridge: Cambridge University Press, 2000), pp. 185-86.
  - 11) Thomson, Janice E., “State Sovereignty in International Relations: Bridging the Gap Between Theory and Empirical Research,” *International Studies Quarterly*, Vol. 39 (1995), pp. 214-15.
  - 12) See Hoshino, Akiyoshi, *Deconstruction of International Politics and Reconstruction of World Politics: Global Politics and Global Problems* (Tokyo: Teihan, 2003), pp. 128-33.
  - 13) 具体的な政策決定能力(権力)と形式的な法的権威(権利)とは本質的に分けて使用されるべきだ。権威は権力の一つの顔であり、合法的権力を意味する。一般に主権は、国内社会においては至高の政治権力(支配権力)であるが、国際社会では他国と対等、平等な関係を構成する法的権威(権利)とみてよい。
  - 14) Walker, R. B. J., “State Sovereignty and the Articulation of Political Space / Time,” *Millennium: Journal of International Studies*, Vol. 20, No. 3 (1991), p. 449.
  - 15) James, Alan, “Sovereignty: Ground Rule of Gibberish,” *Review of International Studies*, Vol. 10, No. 1 (1984), p. 2.
  - 16) Love, Maryann Cusimano, “Sovereignty: Who Cares?: The Futures and Why Sovereignty is Not enough,” in Love, Maryann Cusimano, ed., *Beyond Sovereignty: Issues for a Global Agenda*, 3rd ed (Australia: Thomson Wadsworth, 2006), p. 324.
  - 17) Sørensen, Georg, *Changes in Statehood: The Transformation of International Relations* (New York: Palgrave, 2001), p. 145.
  - 18) See Rosenberg, Justin, “A New-Realist Theory of Sovereignty?: Giddens’ *The Nation State and Violence*,” *Millennium: Journal of International Studies*,



- Vol. 19, No. 2 (1990), pp. 249-59.
- 19) Walker, R. B. J., *op. cit.*, op. 30.
  - 20) 星野昭吉『世界政治の原理と変動—地球的規模の問題群と平和—』同文館、2002年、163—206頁参照。
  - 21) Halliday, Fred, “State and Society in International Relations: A Second Agenda,” *Millennium: Journal of International Studies*, Vol. 16, No. 2 (1987), p. 223.
  - 22) Booth, Ken, “Security in Anarchy: Utopian Realism in Theory and Practice,” *International Affairs*, Vol. 67, No. 3 (1991), p. 542.
  - 23) Waters, Malcom, *Globalization* (London: Routledge, 1995), pp. 101-11.
  - 24) Liflin, Karen T., “Sovereignty in World Ecopolitics,” *Mershon International Studies Review*, Vol. 41 (1997), p. 198.
  - 25) Sørensen, Georg, “The Transformation of State,” in Hay, Calin, Michael Lister and David Marsh, eds., *The State: Theories and Issues* (Hampshire: Palgrave Macmillan, 2006), pp. 201-202.
  - 26) Love, Maryann, Cusimano, *op. cit.*
  - 27) *Ibid.*, p. 330.
  - 28) Burchill, Scott, *The National Interest in International Relations Theory* (Hampshire: Palgrave Macmillan, 2005), p. 208.
  - 29) Love, Maryann Cusimano, “Global Problems, Global Solutions,” p. 4.
  - 30) Vincent, Andrew, *op. cit.*, p. 18.
  - 31) *Ibid.*, p. 60
  - 32) Little, Richard, “Sovereignty,” in Griffiths, Martin, ed., *Encyclopedia of International Relations and Global Politics* (London: Routledge, 2005), p. 768.
  - 33) 星野昭吉『世界政治における行動主体と構造』アジア書房、1997年、第4章参照。
  - 34) Jackson, Robert and Georg Sørensen, *Introduction to International Relations* (Oxford: Oxford University Press, 1999), p. 262.
  - 35) *Ibid.*, p. 263.
  - 36) See Sørensen, Georg, “The Transformation of State,” pp. 199-202; —, “Sovereignty: Change and Continuity in a Fundamental Institution,” pp. 168-175.
  - 37) Panitch, Loo, “Rethinking the Role of the State,” in Mittleman, James H., ed., *Globalization: Critical Reflections* (Boulder: Lynne Rienner, 1997), p. 85.

- 38) Biersteker, Thomas J., "State, Sovereignty and Territory," in Carlsnaes, Walter, Thomas Risse, and Beth A Simmons, eds., *Handbook of International Relations* (London: Sage, 2002), pp. 157-60.
- 39) Sørensen, Georg, *Changes in Statehood: The Transformation of International Relations*, pp. 14-15.
- 40) See Hoshino, Akiyoshi, *Deconstruction of International Politics and Reconstruction of World Politics*, pp. 142-49.
- 41) Little, Richard, *op. cit.*, p. 770.
- 42) See Cutler, A. Claire, "The Grotian Tradition in International Relations," *Review of International Studies*, Vol. 17, No. 1 (1991), pp. 41-65.
- 43) Boulding, Kenneth E., "The concept of World Order," *American Behavioral Scientist*, Vol. 34, No. 5 (1998), p. 591.
- 44) 星野昭吉『世界政治の変動と権力—アナキー・国家・システム・秩序・安全保障・戦争・平和—』同文館、1994年、47—94頁参照。
- 45) Little, Richard, *op. cit.*, p. 772.
- 46) Bull, Hedley, *The Anarchical Society: A Study of Order in World Politics* (London: Macmillan, 1977), p. 13.
- 47) Guzzinzi, Stefano, "Structural Power: The Limits of Neorealist Power Analysis," *International Organization*, Vol. 47, No. 3 (1993), p. 477.
- 48) See Sørensen, Georg, *Changes in Statehood: The Transformation of International Relations*, pp. 11-13.
- 49) 星野昭吉『世界政治の理論と現実—グローバル政治における理論と現実の相互構成性—』亜細亜大学購買部、2006年、80—112頁参照。
- 50) Wendt, Alexander and Daniel Friedheim, "Hierarchy under Anarchy: Informal Empire and the East German State," in Biersteker, Thomas J. and Cynthia Weber, eds., *State Sovereignty as Social Construct* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996), pp. 260-45.
- 51) Wendt, Alexander, "Anarchy Is What States Make of It," *International Organization*, Vol. 46, No. 4 (1992), p. 400.
- 52) Barkin, J. Samuel and Bruce Cronin, *op. cit.*, p. 128.
- 53) Hoshino, Akiyoshi, *op. cit.*, p. 150.
- 54) Chayes, Araw and Antonia Handler Chayes, *The New Sovereignty: Compliance with International Regulatory Agreements* (Cambridge: Harvard

- University Press, 1995), p. 27.
- 55) 星野昭吉「グローバル社会における世界政治の枠組み」(星野昭吉編『グローバル社会における世界政治の現在』テイハン、2005年、13-21頁参照。
- 56) See Scholte, Jan Aart, *Globalization: A Critical Introduction* (London: Macmillan, 2000), pp. 44-50.
- 57) 星野昭吉「グローバル化社会における世界政治の枠組み」22-29頁参照。
- 58) Love, Maryann Cusimano, "Global Problems, Global Solutions," p. 25.
- 59) Biersteker, Thomas J., "State, Sovereignty and Territory," p. 168.
- 60) Ferguson, Yale H. and Richard W. Mansbach, *The Elusive Quest Continues: Theory and Global Politics* (NJ: Prentice Hall, 2002), p. 160.
- 61) See Walker, R. B. J., *One World, Many Worlds: Struggles for or Just World Peace* (Boulder: Lynne Rienner, 1988).
- 62) See Rosenau, James N., *Along the Domestic-Foreign Frontier: Exploring Governance in a Turbulent World* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997).
- 63) Urry, John, *Sociology Beyond Societies: Mobilities for the Twenty-first Century* (London: Routledge, 2000), p. 19.
- 64) Opello, Walter C. Jr. and Stephen J. Rosow, *The Nation - State and Global Order: A Historical Introduction to Contemporary Politics* (Boulder: Lynne Rienner, 1999), p. 232.
- 65) 星野昭吉『グローバル社会の平和学』134-60頁参照。
- 66) See Cerny, Philip G., "Globalization and the Changing Logic of Collective Action," *International Organization*, Vol. 49, No. 2 (1995), pp. 595-625.
- 67) See Soroos, Marvin, *Beyond Sovereignty: The Challenge of Global Polity* (Columbus: The University of South Carolina Press, 1986).
- 68) Waters, Malcolm, *op. cit.*, p. 111.
- 69) Robinson, Fiona, "Human Rights and the Global Politics of Resistance: Feminist Perspectives," in Armstrong, David, Theo Farrell and Bice Maiguashea, eds., *Governance and Resistance in World Politics* (Cambridge: Cambridge University Press, 2003), p. 161.
- 70) James, Alan, "Sovereignty: Ground Rule or Gibberish?," *Review of International Studies*, Vol. 10, No. 1 (1984), p. 2.
- 71) Urry, John, *op. cit.*, p. 122.

- 72) 星野昭吉「地球的規模の問題群とその解決の枠組み」(星野昭吉編『地球的規模の問題群とその解決』テイハン、2001年、16—17頁。
- 73) Mansbach, Richard W., *The Global Puzzle: Issues and Actors in World Politics*, 3rd ed (Boston: Houghton Mifflin, 2000), p. 263.
- 74) この点について詳しくは、星野昭吉『グローバル社会の平和学』61—101頁参照。
- 75) 星野昭吉「地球公共善の変革と公共財の構成—現状変革志向地球公共財への理論的アプローチ—」(『獨協法学』第70号、2006年)、148—49頁参照。
- 76) Walters, Malcom, *op. cit.*, p. 122.
- 77) See Krasner, Stephen D., “Sovereignty: An Institutional Perspective,” *Review of International Studies*, Vol. 21, No. 1 (1988), pp. 66—94.
- 78) 星野昭吉『グローバル社会の平和学』398—401頁参照。
- 79) Held, David and Anthony McGrew, *op. cit.*, p. 196.
- 80) Chayes, Araw and Antonia Handler Chayes, *op. cit.*, pp. 123—24.
- 81) *Ibid.*, p. 124.
- 82) Ruggie, John Gerald, ed., *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form* (New York: Columbia University Press, 1995), p. 7.
- 83) Inayatullah, Naeem and David L. Blaney, “Realizing Sovereignty,” *Review of International Studies*, Vol. 21, No. 1 (1995), pp. 3—20.
- 84) Holm, Hans-Henrik and George Sørensen, *op. cit.*, p. 198.
- 85) Sandler, Todd, *Global Challengers: An Approach to Environmental, Political, and Economic Problems* (Cambridge: Cambridge University Press, 1997), pp. 20—21.
- 86) Sandmo, Agnar, “International Aspects of Public Goods Provision,” in Inge, Kaul, Pedro Conceição, Katell Le Goulven, Ronald U. Mendoza, eds., *Providing Global Public Goods; Managing Globalization* (New York: Oxford University Press, 2003), p. 127.
- 87) Held, David and Anthony McGrew, *op. cit.*, p. 196.
- 88) Zün, Michael, *op. cit.*, p. 29.